

ISSN 2750-1824

四国学院大学

# 論集

167号

---

## 論文

運動部活動の地域移行への現状と課題

—香川県内の事例から—

漆原光徳 高井信一 【1】

米国軍政府施政下沖縄の学校体育における運動用具をめぐる状況(1945年—1950年)

近藤 剛 【32】

## 研究ノート

保育内容「健康」に着目した保育者の役割

—現代の幼児期の運動遊びと家庭生活の状況からみた—考察—

辰巳裕子 【48】

子ども食堂を利用する親子への支援に関する課題

—ボランティアスタッフへの聞き取り調査から—

辰巳裕子 北川裕美子 【58】

---

2025年3月

四国学院大学文化学会

香川県善通寺市

## 論文

# 運動部活動の地域移行への現状と課題 -香川県内の事例から-

Current situation and issues regarding the transfer  
of school athletic club activities to local community

- A case study in Kagawa Prefecture -

漆原光徳<sup>i</sup> Mitsunori Urushibara (体育原理) , 高井信一<sup>ii</sup> Shinichi Takai (体育科教育学)

キーワード：運動部活動, 中学校, 地域移行, 香川県

### --- 目次 ---

1. はじめに
2. 香川県における検討と取組み
3. 学校部活動ガイドラインと地域移行等推進の手引き
4. 香川県スポーツ協会による調査
5. 諸課題の検討
6. おわりに

## 1. はじめに

運動部活動の地域移行についての議論は、実は近年に始まったものではなく、1960年代に教師の労働時間の長さや、賃金の低さなどが社会問題化した時にも検討された歴史がある。当時は子どもの体力づくり、社会体育における競技力の向上、また部活動指導に関わる教職員への手当支給問題などの背景があったのであるが、実際には学校部活動が教育現場から切り離されることはなかった。ところが、1990年代になると社会情勢の変化などもあって、議論が再燃することとなる。文部省（2001年からは文部科学省）は、1997年に「スポーツエキスパート活用事業」、また2002年「運動部活動地域連携実践事業」、さらに

---

<sup>i</sup> 四国学院大学社会学部教授

<sup>ii</sup> 四国学院大学非常勤講師, 前香川県スポーツ協会常務理事, 元香川県教育委員会保健体育課長

2008年には「地域スポーツ人材の活用実践支援事業」などを実施し、運動部活動の指導や運営の多様化、そして外部化を推し進めた。一方で、2000年に発表された「スポーツ振興基本計画」では、『総合型地域スポーツクラブを新たなスポーツ活動の場として、全国の市区町村に最低一つは設立すること』を目標として掲げた。

以上のようなプロセスを経て、2018年にスポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」<sup>(1)</sup>を策定し、運動部活動の適切な運営のための体制整備、推進のための取組みを提示した。続いて2020年、文部科学省は「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」<sup>(2)</sup>を示した。そして2022年12月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」<sup>(3)</sup>が、スポーツ庁と文化庁の両庁名で発出されることになる。これは同年6月「運動部活動の地域移行に関する検討会議」<sup>(4)</sup>において審議されてきた内容が『提言』としてまとめられ、スポーツ庁長官に手交されたものがもとになっている。このガイドラインには具体的なスケジュールも示され、国や地方自治体が2023（令和5）年度までに各事業の推進を図り、2023年度から2025（令和7）年度までの3年間を「改革推進期間」と位置付け、休日の部活動の段階的な地域移行を全国で展開することとした。これを受けて、各自治体は早急に地域部活動推進事業を推し進め、学校部活動の地域移行への検討を行うこととなったのである。

本稿においては、香川県における中学校部活動、とりわけ運動部活動に焦点を絞って論を進める。筆者両名は、香川県教育委員会による検討委員会、また各市等の委員会や事務局等の体育・スポーツ系会議を通して、部活動の地域移行の議論に深く関わってきた。そこで、香川県内において具体的にどのように検討が行われ、そして部活動の地域移行への取組みが進められていったのか、検討委員会での議論の流れを時系列でまとめる。そして、モデル地域の実施状況からどのような問題や課題が見いだされ、その後の議論を経ていかなる方向性を定めていったのか、また現時点での状況はどのようになっているのかを把握する。さらに、香川県内の各地域及び学校現場での具体的課題を探り、今後どのように展開していくべきかを体育科教育学的立場から考察する。

## 2. 香川県における検討と取組み

### (1) 検討委員会の発足

香川県教育委員会は、事務局保健体育課が担当となり『令和3年度地域部活動推進事業検討委員会』を2021年9月に立ち上げた。これは、「令和3年度地域部活動推進事業（休日の段階的な地域移行に関する実践研究）検討委員会設置要綱」に基づき設置されたものである。委員は、要綱の定めにより大学教授3名（うち1名は本稿筆者・漆原光徳）、中学校校

長3名、PTA会長、スポーツ協会常務理事（本稿筆者・高井信一）、県内市町教育委員会代表3名、保健体育課課長の総勢12名で構成された。第1回検討委員会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため書面議決によって行われ、会長に香川大学教育学部長の野崎武司氏が、副会長に四国学院大学副学長の漆原光徳（筆者）が選出された。

また、書面によって「令和3年度地域部活動推進事業に係る助言について」の記入が求められた。筆者（漆原）は以下のコメントを送付し、教員以外の外部指導者に対する学校教育上の配慮について示唆した。

地域の方々に、中学校の部活動指導を担って頂くということは、教員の勤務時間の軽減、また地域スポーツや文化の活性化など、メリットはたくさんあると思います。しかしながら、教員の資格を持たない一般の方々も関わるわけですから、指導者の方々には、あくまでも『課外活動という教育の一環』であるという認識を強く持って頂き、教育的配慮のもとに指導をして頂けることを切に願います。その意味においては、「暴力や暴言の排除」「各種ハラスメントの禁止」といった基本的な教育理念については、事前に対象地域の教育委員会や当該中学校において、簡単なガイダンスなどを行ったら良いように思います。

一方、筆者（高井）はスポーツ協会常務理事の立場から、また以前香川県教育委員会保健体育課長を勤めた経験、さらに香川県立観音寺第一高等学校長としての教育現場での経験等も踏まえ、複合的な立場から以下のコメントを提出している。

今回、単独校の部活動と合同部活動という異なる取組みについて実践研究できることは、多面的な比較や検討ができるのでよかったですと思います。以下、意見と気になる点を書かせていただきます。

- (1) 三豊市と琴平町の取組みに「外部指導者が積極的に指導を行う取組み」というタイトルがついていますが、これは国からの指示なのでしょう。か。「外部指導者が・・・」という表現は、「外部」という言葉も含め、「部活動の主役は生徒である」という観点から、そぐわない気がします。
- (2) 事業の実践研究のうち、①「地域人材の確保・マッチング」では、指導者資格や経歴等をどう見ていくのか。②「地域人材の研修」では、実施計画にある「指導者向け研修会」の内容はどのようなものか。③「一貫指導のための連携・協力体制」では、平日に指導する教員と休日の指導者との関係構築はどのようにするのか、ということが気になるようです。また、④「地域部活動の運営団体の確保」について、団体の定義や確保が気になるようです。

## (2) 第2回令和3年度地域部活動推進事業検討委員会

2021（令和3）年12月、第2回地域部活動推進事業検討委員会が、香川県社会福祉総合センターで開催された。県教委事務局からは、「本事業の趣旨と香川県の取組み」が報告された。内容は、以下の通りである。

## 本事業の趣旨と香川県の取組み

本事業の趣旨は、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に総合的に取り組むために、全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施し、研究成果を普及することで、休日の地域部活動の全国展開につなげることである。さらに、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の両立を実現することを目指していく。

本県では、以下の3つのモデルをつくって研究を進める。今年度は中学校に焦点をあてて、部活動の段階的な地域移行に向けて実践を行い、成果と課題を明らかにして、来年度以降の計画に生かすことができるようにする。

この教育委員会文書の太字下線部で述べられているように、休日の中学校部活動を段階的に地域移行させる主な理由は2つ示されており、「①生徒にとって望ましい持続可能な部活動」、そして「②学校の働き方改革の両立を実現」ということである。①については、少子化に伴って団体競技のチーム編成が難しくなり、また今後はこれまで以上に部活動の維持が難しくなると考えられていること、さらに生徒達のニーズが多様化してきていることなどがある。②については、部活動が学校教育の一環として行われてきたことから、教員はほぼ無償で部活動指導を行ってきたが、近年「働き方改革」が推進される中、教員の多忙化や長時間勤務、さらには休日出勤などが大きな社会問題となっていることが背景にある。

会議ではその後、ここで示される「3つのモデル」の2市1町（三豊市、東かがわ市、琴平町）の担当者（検討委員会の委員でもある）から、それぞれの取組みが発表された。これら3市町は、香川県の先行的モデル地区に指定されており、中学校部活動の地域移行の取組みがなされている。なお、本稿においては運動部活動を研究対象とするため、モデル3の琴平町における「文化部活動の取組み」については割愛する。

モデル1の三豊市における「外部指導者が積極的に指導を行う取組み」は、以下の通りである。三豊市内の中学校においては、5つの運動部活動での地域指導者による休日部活動の活動が行われている。

### モデル1（三豊市） 「外部指導者が積極的に指導を行う取組み」

- |                          |         |   |
|--------------------------|---------|---|
| <input type="checkbox"/> | 対象地域    | 三豊市   |
| <input type="checkbox"/> | 対象生徒    | 三豊市立豊中学校  |
| <input type="checkbox"/> | 対象部活動   | ソフトテニス部、軟式野球部、剣道部、柔道部、バドミントン部   |
| <input type="checkbox"/> | 指導者     | 地域の指導者 計5名  |
| <input type="checkbox"/> | 活動内容    | 休日の部活動には、地域の指導者が部活動指導を行う。<br>学校の施設を利用して活動を行う。<br>(バドミントン部は、校外の施設を利用する。) |
| <input type="checkbox"/> | 期待できること | 教員の休日の部活動指導時間をなくすことができる。  |

発表者からは、三豊市が県内では高松市に次いで2番目に中学校数が多く、市内に7つ

の中学校があること、またモデル校となった中学校ではこれまでも外部指導者の登録数が多く、部活動に対する生徒のニーズに応えるために地域人材を積極的に活用していることなどが報告された。また、三豊市全体の傾向として、生徒の部活動への所属意識が高く、部活動に対する保護者や生徒の期待も非常に大きいことから、今回の三豊市のモデルケースの取組みが、香川県下で外部指導者が確保できている地域・学校のモデルともとなるように、県と市で一体的に取り組んでいきたいとの方針が発表された。

モデル2の東かがわ市における「複数校の生徒が参加できる取組み」は、サッカー一部と剣道部の2つの種目について、市内3中学校それぞれでの部活動は行わず合同クラブにおいて指導が行われるもので、これによって教員の休日部活動指導時間をなくすことができるというものである。

**モデル2（東かがわ市） 「複数校の生徒が参加できる取組み」**

<input type="checkbox"/>	対象地域	東かがわ市
<input type="checkbox"/>	対称生徒	東かがわ市立大川中学校、東かがわ市立白鳥中学校、東かがわ市立引田中学校
<input type="checkbox"/>	対象部活動	サッカー部、剣道部
<input type="checkbox"/>	指導者	サッカー（教職員2名・一般1名） 剣道（教職員3名）
<input type="checkbox"/>	活動内容	各学校での休日の部活動を行わない。 サッカー部、剣道部の希望者がこのクラブに参加する。
<input type="checkbox"/>	期待できること	教員の休日の部活動指導時間をなくすことができる。

東かがわ市では人口減少と少子高齢化が急速に進んでおり、市内に3校ある中学校の部活動において、専門的な指導者の確保と部員数の確保が喫緊の課題となっていること、また運動部活動の地域移行に向けても、限られた指導者を有効に活用するための方策や、各種スポーツ団体との連携や、複数校による合同部活動や異年齢との交流によって、部員数の不足を補うための工夫が求められることなどが報告された。また、今回の東かがわ市のモデルケースの取組みが、香川県下の過疎地域の地域移行モデルとなるよう、県と市で一体的に取り組んでいきたいとの方針が発表された。

以上の発表及び県教委からの説明を受け、委員達からは様々な意見が寄せられた。それらをまとめると、主に3つの観点からであった。なお本稿、両筆者の意見も以下に含まれている。

第1点目は、「教育」の視点から教育現場における現状を踏まえた意見である。箇条書きにしてまとめると、以下のようになる。

- 部活動が教育活動の一環である以上、部活動をなくす（地域に移行する）ことは非常に難しい。

- 「部活動」の再定義が必要。部活動とは何か、部活動は何のためにあるのか。
- 中体連等の大会運営も難しい。役員になる一部の先生の負担がさらに大きくなる。
- 今後、部活動が変わっていくことについて、各学校や保護者、地域への情報提供が必要。
- 教員の働き方改革もあるが、何より「子どもたちにとって」という視点が必要。

第2点目は、指導者や指導者確保に関するものであり、以下の通りである。

- 地域のスポーツ少年団はやる気のある人・指導者が多い。協力・連携することで広がっていくのではないかと。
- 指導者を選出・依頼する基準はあるのか。スポーツ協会では『公認スポーツ指導者制度』というものがある。

また第3点目として、行政に関する視点から以下のような意見が出された。

- 市町内で行うのではなく、市町の壁を超えるような取組みができるとよい。
- 今年度の実践を終えて、費用を正確に出していく。実際に部活動にどれくらいの人件費等がかかっているのかを出していく必要がある。
- 今後、地域部活動について地域格差が生まれてくる可能性がある。

### (3) 第3回令和3年度地域部活動推進事業検討委員会

2022（令和4）年2月、第3回地域部活動推進事業検討委員会は、新型コロナウイルス感染拡大の状況から、オンラインによって開催された。この会議においては、令和4年度地域部活動推進事業報告として、①東かがわ市②三豊市③高松市④さぬき市の4市から説明があった。

報告された「主な成果」をまとめると、以下のようになる。

- 中学校に希望する部活動がない生徒でも、合同部活動によって、希望するスポーツに親しめる機会が持てた。
- 生徒は、専門的な指導を受けることができ、保護者の満足度も高い。
- 中学生が、小学生や高校生、地域の方々と共に練習することで、スポーツの技術だけでなく、社会性を身に付けることができた。
- 部活動バス（スクールバス）の運行によって毎日一緒に練習できることから、別の学校の生徒同士であってもチームワークが生まれた。
- 専門外（指導競技未経験者）の教員において、適切な指導をしなければいけないという精神的負担が減少した。

- 市内の指導者を一か所に集めるので、専門的な指導が細やかに行えた。
- 民間のクラブチームに所属するには、保護者の送り迎えが必要であったり、金銭的な負担が大きかったりするが、今回の活動については、家庭環境に左右されずに活動の機会をもつことができた。

一方で、「主な課題」について、まとめると以下の通りとなる。

- スクールバスを活用しても、学校間の移動時間がかかるため、平日の活動（特に冬季）は活動時間に支障が出ることが分かった。
- 拠点校の教員、生徒、保護者にとって、これまでの部活動との違いが実感できず、地域のスポーツ活動としての取組みを行っているという認識がない。説明会等が必要。
- 指導者による指導方針の違いや、各保護者からのニーズの違い等をすり合わせる必要があり、本活動を行う前には、十分な周知と共通理解を図る必要があることが分かった。
- 運営の主体が学校または教育委員会であるため、活動計画の作成や指導者、生徒等との連絡等の業務を行う必要があり、担当者の負担が大きい。
- 外部指導者が指導可能な時間に活動を合わせる必要があるため、夜間の実施となることがあった。
- 外部指導者のみに任せることができず、顧問の部活動従事時間の減少にならなかった。
- 明確な指導者選考基準がない。現在は、学校と外部指導者のこれまでの関係性からお願いしているが、明確な基準（資格の有無等）がないため、誰でも指導者になり得る。
- 休日の部活動に代わるスポーツ・文化活動において、受益者負担になる可能性が高いことに対して、各市町教育委員会は抵抗感をもっており、部活動の地域移行を取組むことに戸惑いを感じている。
- 各市町教育委員会や各学校に、部活動の地域移行及び本事業に係る情報が伝わっておらず、各現場は不安な状態である。
- 各市町教育委員会や各中学校において、部活動の地域移行に係る国の今後のスケジュールや具体的な方向性、日本中体連等の全国大会参加資格の変更（現在は学校単位）が示されないうちは動きにくい。

以上の報告を受けた上で、検討委員会の委員から出された主な意見を整理してまとめると、次の通りとなる。

- 学校部活動と地域部活動、ともに同じメンバーで同じ場所で活動しているため、これまでの部活動との違いが実感できない。ほとんどの場合、学校部活動に外部指導者がくる形で実施しているため、学校から脱却できていない。地域で、学校とは違うメンバーと活動するのが地域部活動だと考える。
- 部活動という言葉を残すか残さないかで教育的意義が大きく変わる。中学校体育連盟が関わる大会とそうではない大会との選別や参加資格など、着手すべき課題が多くある。部活動に参加しながら地域のクラブでも活動する子ども達の受け皿をどうつくっていくかが課題だと思う。
- 教員の働き方改革など業務効率化は重要だが、学校部活動には競技力の向上だけでなく、生徒指導、人間形成の面も期待されている。難しい思春期の子ども達、また保護者にとって部活動の存在は大きいと考える。
- 近い将来、我々が「学校は、部活動はこういうものだ」という意識を変えていかないと、新たな部活動のあり方は見えてこないのではないかと。世の中全体の物の見方の変化がないと、解決できない。
- 日頃の練習成果を発揮できる大会・発表の場の確保が必要。地域単位で出場可能な大会・発表の場が整備されていない状況での移行は難しいのではないかと。思う。
- 地域によっては、選択肢が2～3種目しかないところもあり、そこに住んでいるだけでやりたい種目ができない子どもが生まれる。様々な種目が経験できる場を最低限確保してほしい。
- 近隣地域の指導者に限定すると、地域格差が出てくる。地元こだわることでもある。
- 今後、部活動の地域移行が全県で行われると、いい指導者は早い者勝ちにならないか不安である。

- 地域の受け皿づくりにおいては、関係団体を摺り合わせ繋ぐことが重要だが、誰が、どうやって責任を持ってマネジメントするのかが見えてこないと難しい。
- スポーツ少年団などで指導者をしている保護者は、子どもが中学校に上がっても面倒を見たいが中学校に入りづらいという課題がある。
- 国は、総合型地域スポーツクラブに地域部活動の運営を任せたい方針だが、香川県内の総合型地域スポーツクラブで対応できるところがどれだけあるか。意見交換会の際にはクラブ関係者の声も聞いていただきたい。

#### (4) 2021（令和3）年度の香川県教育委員会による推進事業のまとめ

香川県教育委員会は、前述のようなモデル地域の報告や課題、また委員からの意見をまとめた地域部活動推進事業の成果報告書において、「今後の展望」として4点を示した。それら4項目を簡潔にまとめると、以下のようになる。

##### ① 関係団体と円滑に地域移行を推進できる体制の構築に向けて

積極的な意見交換を図る必要がある。今後、県の教育委員会が、市町の教育委員会と関係団体等をつなぐことも重要であるとする。また、地域のスポーツ活動に関わる県の方針や指導者選定の基準、安全管理等、地域移行を進める上で欠かせないことを、各関係団体等と共通理解を図る必要があるとする。

##### ② 拠点校の取組みや関係団体の協働を効果的に促進するための支援について

各市町教育委員会や学校は、部活動の地域移行が受益者負担の考え方で行われることに抵抗感をもっているため、財政的な負担を軽減するよう、香川県や各市町の財源確保が急務となる。また、モデル地域の成果を積極的に発信し、モデル地域を進めた際のノウハウを各市町に発信し共有することで、今後各市町が地域移行を進める際の参考となり、全県的な取組みとなることが期待できる。加えて、県教育委員会が、各団体等とつないだり調整したりする役割を担う必要があるとする。

### ③ どうすれば改革の取組みを円滑に地域に普及できるか

実践研究のノウハウを生かし、各地域の実情に応じた地域移行ガイドラインを作成することができれば、各市町教育委員会が地域移行を行う際の参考になる。それには、何よりも情報発信が重要。県教育委員会と市町教育委員会の連携、意見交換を積極的に図る必要がある。

### ④ その他

香川県では、日本中体連の大会参加資格が緩和されることが決まり次第、加速度的に地域移行に向けて動き出すことが予想される。そのためにも、令和4年度のうちに、受け皿となる団体、組織、及び指導者の確保の必要であり、各関係団体と積極的に意見交換を行い、子どもたちのスポーツ活動の受け皿を構築する。しかし、部活動の地域移行においては、同じメンバー、同じ場所で行う場合、部活動からの脱却は難しいのではないかと考えられるため、事前の趣旨説明会、活動の概要についての共通理解を、生徒、保護者、教員、地域と十分に行う必要がある。また、地域全体の意識を変える必要があるため、県や市から、部活動改革のアナウンスが重要になると考える。

#### (5) 2022（令和4）年度地域部活動推進事業検討委員会第1回会議

2022（令和4）年5月、第1回地域部活動推進事業検討委員会が、香川県社会福祉総合センターで開催された。年度が変わり、委員数が昨年度の13名から16名に増員された。新たに加わったのは、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の代表、そして行政側からは高松市教育委員会と、さぬき市教育委員会の代表者であり、他にも2名の中学校校長が、会長職の年度交代によって変更となった。

この新年度第1回目の検討会議においては、令和4年度の取組みについて、以下の4市及び香川県教育委員会から、本年度の地域部活動推進についての計画が発表された。

(1) 令和4年度の取組みについて

- ① 東かがわ市
- ② 三豊市
- ③ 高松市
- ④ さぬき市
- ⑤ 香川県教育委員会

続いて、議事の2番目として、以下の順番で部活動の地域移行に関する意見が述べられた。本稿筆者2名も、⑤香川県スポーツ協会及び、⑧大学のそれぞれの立場から、どのように中学校部活動の地域移行に関われるかについて、意見を述べた。

(2) 部活動の地域移行に関する意見

- ① 香川県中学校校長会
- ② 香川県中学校体育連盟
- ③ 香川県小・中学校文化連盟
- ④ 香川県PTA連絡協議会
- ⑤ 香川県スポーツ協会
- ⑥ 香川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
- ⑦ 香川県スポーツドクター協議会
- ⑧ 大 学

⑤の香川県スポーツ協会の意見として、高井（本稿筆者）は、部活動の地域移行により様々な指導者が活動に関わるようになるが、地域のスポーツ団体との連携やその指導者の資質が重要なポイントとなると思われる。そうした団体や公認スポーツ指導者の活用に協力していきたいと述べた。

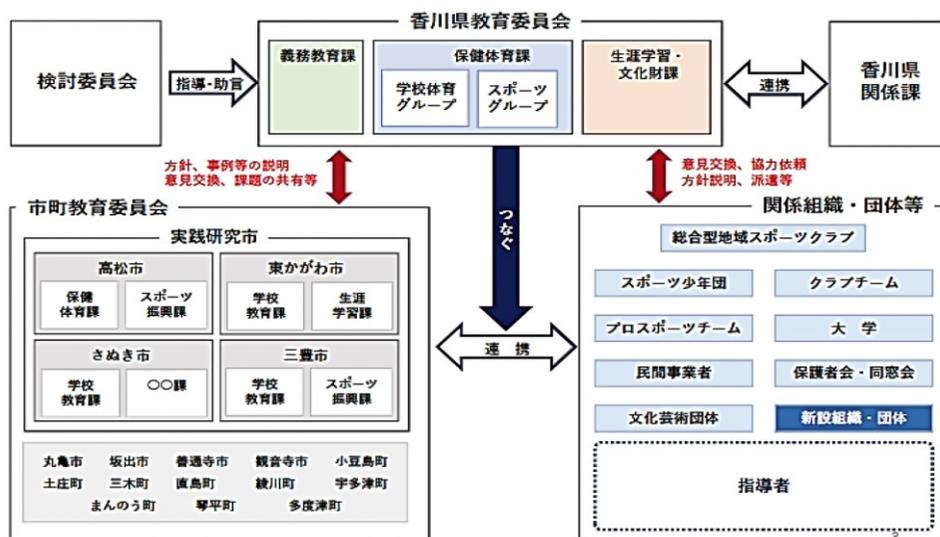
⑧の大学からの意見として漆原（本稿筆者）は、部活動の地域移行によって、県内市町の地域格差、あるいは学校間の格差があってはならないこと、つまり義務教育下の中学生にとって、等しくスポーツが受けられる環境を与えられるようにすることの重要性を述べた。また、地域の指導者においては、学校教育の一環であるという強い意識をもって中学生と関わり、最低限の知識と技能は備えてもらう必要があり、そのために「指導者講習会」等を受けてもらった上で、県や各市町が認定をしてはどうかと提言した。さらに、地域移行の部活動指導において、大学生の活用も当然考えられるし、大学の指導者やスポーツ施設・設備も利用してもらったら良いと思うが、その基本整備は必要であろうと述べた。

その後、検討委員会の委員同士の意見交換を行い、閉会した。

なお、2022（令和4）年度の「実践研究の運営体制」として、県教委が図解で示したものが次の（図1）である。香川県教育委員会が中心となり、検討委員会の指導・助言を受けながら、県の関係課とも連携し、今年度の実践研究を行う4つの市と関係組織である総

合型地域スポーツクラブを始め、スポーツ少年団や大学とも“連携”させながら“つなぐ”ということが、ともに矢印で示されている。

(図1)



(6) 2022（令和4）年度地域部活動推進事業検討委員会第2回会議

2022（令和4）年11月、第2回地域部活動推進事業検討委員会が、サンメッセ香川の会議室を会場として開催された。この会議においては、「実践研究中間報告」ということで①東かがわ市、②三豊市、③高松市、④さぬき市の順に報告が行われ、その後、質疑応答の時間が持たれた。

次に、関係団体から地域移行に係わる情報提供ということで、香川県中学校体育連盟の会長からコメントがあり、続いて香川県スポーツ協会常務理事の高井（本稿筆者）が、以下のような説明を行なった。

<県スポーツ協会>

本協会では、今後、部活動の地域移行に関係していくスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ、公認スポーツ指導者のマッチング等の情報を提供していきたいと思えます。また、本協会は、スポーツ庁の国庫補助事業の「地域スポーツクラブ推進体制基盤強化事業」として、来年1月に「運動部活動の地域移行に関するフォーラムinかがわ」の開催を予定しており、そこで、現在、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、公認スポーツ指導者の三者に対して行っている「運動部活動の地域移行」に関するアンケート調査の結果を発表したいと考えています。

#### (7) 部活動の地域移行推進準備委員会

前述の、第2回地域部活動推進事業検討委員会の終了後、引き続き同会場（サンメッセ香川）において、部活動の地域移行推進準備委員会が開催された。この会議では、香川県教育長の淀谷圭三郎氏の挨拶の後、「中学校部活動の休日の地域移行に向けた取組みについて」の議題のもと、まずは香川県における休日の中学校部活動の地域移行に向けた検討体制についての報告が、県教委保健体育課の担当者から行われた。続いて、令和4年度地域部活動推進事業実践研究の中間報告が、対象となっている市町より、それぞれ行われた。

検討委員会の委員達もこの準備委員会に陪席し、県内市町教育委員会担当者達からそれぞれの進捗状況、そして現在抱えている課題や問題点など、具体的な担当現場の声を聞くことができた。

#### (8) 2022（令和4）年度地域部活動推進事業検討委員会第3回会議

2023（令和5）年2月、第3回地域部活動推進事業検討委員会が、香川県社会福祉総合センターにおいて開催された。この会議においては、本年度第1回目の検討会議で計画発表した4市、①東かがわ市、②三豊市、③高松市、④さぬき市から、それぞれ「令和4年度地域部活動推進事業報告」として発表が行われた。各市における部活動の民間移行が、それぞれの地域における学校環境やスポーツ環境、そして推進の進捗などが、地域ごとの問題点や課題として整理示されたことによって、今後の方向性が明らかになりつつあると感じた。内容的には、これまでの検討委員会における議論との相違や新たな提案はほとんど無く、議論が出尽くした感を受けた。

次に示す図は、香川県教育委員会が総合教育会議で提示した地図(図2)<sup>(5)</sup>であり、県内で2021（令和3）年度～2022（令和4）年度にかけて行われた実践研究地域と、その実施内容が表記されている。

(図2)

## 2. 市町における実践研究



## 3. 学校部活動ガイドラインと地域移行等推進の手引き

### (1) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドライン

香川県は、前述してきたように、2021年から進めてきた地域部活動推進事業検討委員会の会議を経て、2023（令和5）年3月に「香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドライン【中学校版】」<sup>(6)</sup>を発出した。文書の冒頭で、『ガイドライン策定の趣旨等』として、以下のように記している。

○ 本ガイドラインは、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、国のガイドラインを踏まえつつ、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、休日部活動の地域移行に係る県の方向性や新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応についてまとめたものである。

ここに示されているように、学校部活動が将来にわたってスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保し、生徒にとって望ましいスポーツ環境となるよう（下線筆者）に活動の在り方を示しており、休日部活動の地域移行についての方向性と、地域クラブの整備に必要な対応をまとめたものになっている。

また、学校部活動の意義については、次のように示している。

- 学校部活動は、異年齢との交流や生徒同士・生徒と教員等との人間関係の構築等を通じ、これまで生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきたものであることから、引き続き、生徒のスポーツ・文化芸術活動を守っていくとの認識のもと、部活動改革を進める必要がある。
- 学校部活動は教育課程外の学校教育活動であり、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動である。
- スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。
- 学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにする。
- 関係者の理解と協力のもと、生徒の視点に立った学校部活動運営を行う。

ここでは、第2項目にあるように「学校部活動は教育課程外の学校教育活動」としており、「生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動」と、部活動を定義している。さらに第4項目では、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにする。」と述べ、部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動だとしながらも、「学校教育の一環として」（下線筆者）と改めて記され、地域移行を進めながらも教育課程との関連があることを強調し、さらに学習指導要領上の位置付けも記載している。

## (2) 香川県中学校部活動地域移行等推進の手引き

上述の「香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドライン」の発表から約1年半後の2024（令和6）年10月、香川県は「香川県中学校部活動地域移行等推進の手引き～生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指して～」<sup>(7)</sup>を策定し、発出した。この手引きの冒頭の文書においては、以下に示すように『はじめに』として、学校部活動は、「同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として」行われてきたことが述べられ、続いて「学校という環境における自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有して」きたことが記されている。

## はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

続いて手引きの中では、香川県教育委員会が2021(令和3)年度からスポーツ庁及び文化庁の委託を受けて、学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実践研究及び実証事業を進めてきたとして、2024(令和6)年度までの県内各市町の事業を表にまとめ(表1)以下のように示している。

(表1)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域スポーツクラブへの移行に向けた実証事業※1	東かがわ市 三豊市	東かがわ市 三豊市 高松市	東かがわ市 三豊市 高松市 宇多津町 琴平町	東かがわ市 三豊市 高松市宇多津町 琴平町 さぬき市 坂出市
地域文化芸術クラブ活動への移行に向けた実証事業※2	琴平町	さぬき市	東かがわ市 三豊市 高松市	東かがわ市 三豊市 高松市 宇多津町 観音寺市
合同部活動の推進※3		東かがわ市	東かがわ市 普通寺市	

※1 令和3～4年度は「地域運動部活動推進事業(実践研究)」、令和5～6年度は「地域スポーツクラブへの移行に関する実証事業」

※2 令和3～4年度は「地域文化活動推進事業(実践研究)」、令和5～6年度は「地域文化芸術クラブへの移行に関する実証事業」

※3 令和6年度から「合同部活動の推進に関する実証事業」はなし

さらに、学校部活動と地域クラブ活動の主な違いとして、次のような図(図3)を示している。ここでは、「学校部活動」と「地域クラブ」活動を平日と土・日に分けた上で、指導者や補償の違いを明確に表記しながらも、『連携』という双方向の矢印で結ぶことによって、その有り様を示している。

(図3)

■これまで（学校教育法に基づく学校教育活動）

	平日（月～金）1日休み	土・日いずれか
学校部活動		
運 営	学校	
指 導 者	教員・部活動指導員	
活動場所	学校施設	
活動単位	学校単位	
補 償	災害共済給付	



■移行後（学校教育法に基づく学校教育活動から休日は社会教育法に基づく社会教育活動）

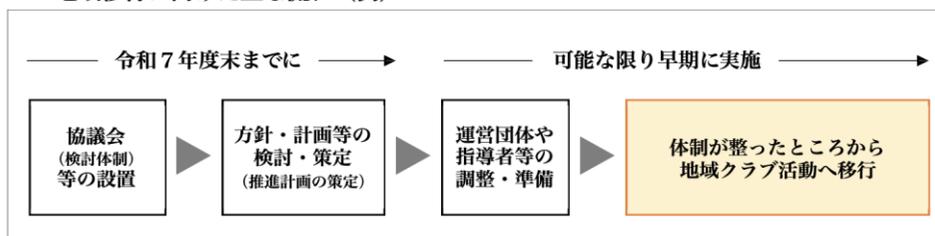
	平日（月～金）1日休み	土・日いずれか
学校部活動		地域クラブ活動
運 営	学校	地域のスポーツ・文化芸術団体等
指 導 者	教員・部活動指導員	地域の指導者等
活動場所	学校施設	社会教育施設・学校施設等
活動単位	学校単位	単一校に限らない
補 償	災害共済給付	各種保険等



また、「地域移行のロードマップ」として、「令和7年度末までに各市町における方針等を策定し、可能な限り早期に学校や地域の実情に応じた休日の新たな地域クラブ活動の実現を目指す。」と、原本でも下線付きで強調記述しており、以下のように〈地域移行に向けた主な流れ（例）〉（図4）を示している。また土・日だけではなく、平日における環境整備についても、できるところから取組みを進めるとしている。このロードマップによれば、2025（令和7）年度末までには推進計画を策定し、「体制が整ったところから地域クラブ活動へ移行」することを可能な限り早期に実施することが例示されている。

（図4）

〈地域移行に向けた主な流れ（例）〉



## 4. 香川県スポーツ協会による調査

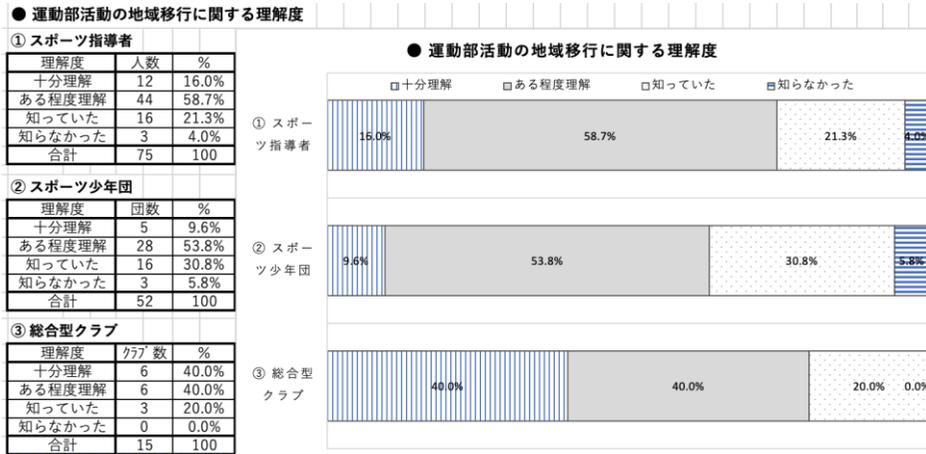
香川県スポーツ協会は、スポーツ庁国庫補助事業「地域スポーツクラブ推進体制基盤強化事業」を受け、「運動部活動の地域移行」に関するアンケート調査を2023（令和5）年10月～11月にかけて行い、スポーツ協会として「部活動の地域移行」にどのように関わっていくべきかを検討した。アンケートの対象は、香川県スポーツ協会本部が所管する「公認スポーツ指導者（277名）」や「スポーツ少年団単位団代表者（195団）」、「総合型地域スポーツクラブ代表者（30クラブ）」であり、調査内容は「運動部活動の地域移行」に関する認知度や、地域移行に対する意識、協力体制等であった。この調査により、スムーズな地域移行が行われるように、課題等を捉えることを目的としている。

以下、アンケート結果をもとに、そのポイントをまとめる。

### (1) 運動部活動の地域移行に関する理解度

中学校運動部活動が地域移行されることについて、指導者や各代表者に聞いた結果は以下の通り（図表1）である。地域移行についての理解に程度の差はあるものの、「知らなかった」と回答しているのは、総勢142名の回答者のうちわずか6名であり、部活動の地域移行が、スポーツ関係者には広く知られたものであることがわかる。

（図表1）

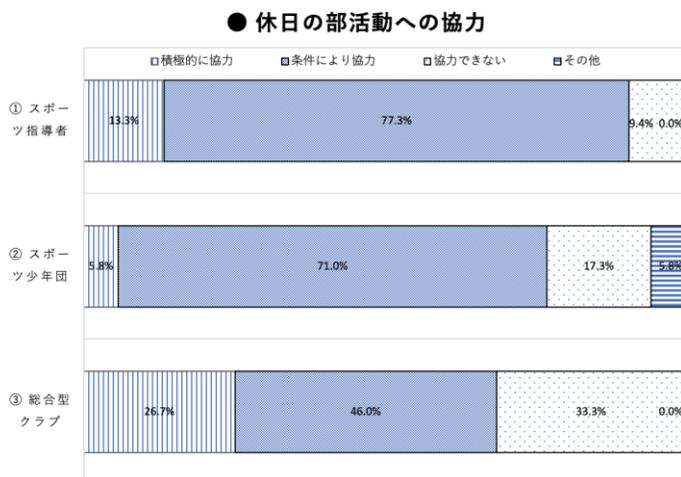


### (2) 休日の部活動への協力

中学校部活動が地域移行した時に、休日の部活動へ協力できるか否かという質問に対しては（図表2）、「積極的に協力」「条件により協力」と回答しているのが、スポーツ指導者においては90.6%、スポーツ少年団においては76.8%、総合型クラブにおいては72.7%と、概ね協力的な傾向であると捉えることができる。

(図表 2)

● 休日の部活動への協力		
① スポーツ指導者		
協力	人数	%
積極的に協力	10	13.3%
条件により協力	58	77.3%
協力できない	7	9.4%
その他	0	0.0%
合計	75	100
② スポーツ少年団		
協力	団数	%
積極的に協力	3	5.8%
条件により協力	37	71.0%
協力できない	9	17.3%
その他	3	5.8%
合計	52	100
③ 総合型クラブ		
協力	クラブ数	%
積極的に協力	4	26.7%
条件により協力	6	46.0%
協力できない	5	33.3%
その他	0	0.0%
合計	15	100

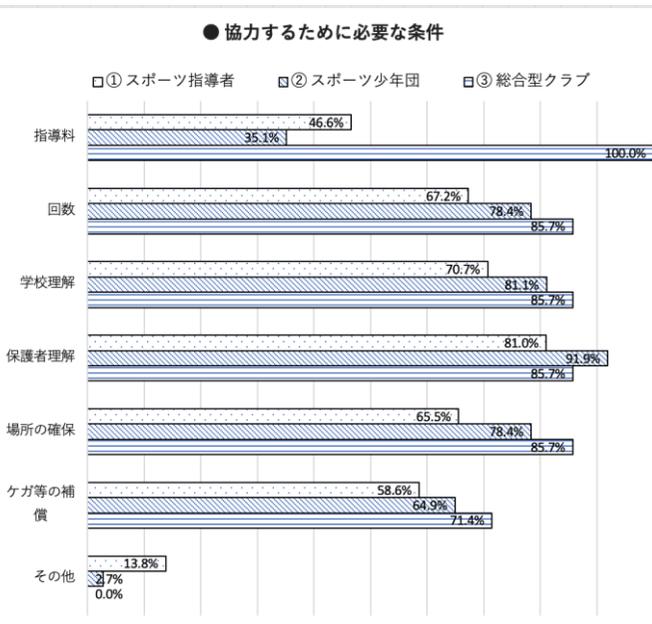


(3) 協力するために必要な条件

休日の部活動の地域移行に協力するために必要な条件の回答(図表3)は、極めて興味深い結果となっている。スポーツ指導者、スポーツ少年団ともに、必要条件として最も高い割合を占めたのが「保護者理解」次いで「学校理解」となっており、これは、総合型クラブの回答においても同様の傾向がみられる。やはり、学校部活動に協力するためには、いわゆるステークホルダーである保護者や学校関係者の理解がなければ、協力することが難しいと考えるスポーツ指導者が殆どであると捉えてよいであろう。

(図表 3)

● 協力するために必要な条件		
① スポーツ指導者		
協力条件	人数	%
指導料	27	46.6%
回数	39	67.2%
学校理解	41	70.7%
保護者理解	47	81.0%
場所の確保	38	65.5%
ケガ等の補償	34	58.6%
その他	8	13.8%
※条件により協力58人の回答率		
② スポーツ少年団		
協力条件	回数	%
指導料	13	35.1%
回数	29	78.4%
学校理解	30	81.1%
保護者理解	34	91.9%
場所の確保	29	78.4%
ケガ等の補償	24	64.9%
その他	1	2.7%
※条件により協力37団の回答率		
③ 総合型クラブ		
協力条件	クラブ数	%
指導料	7	100.0%
回数	6	85.7%
学校理解	6	85.7%
保護者理解	6	85.7%
場所の確保	6	85.7%
ケガ等の補償	5	71.4%
その他	0	0.0%
※条件により協力7クラブの回答率		



また、総合型スポーツクラブにおいては、「指導料」が最も多い協力条件(100%が回答)となっている。この調査を行った香川県スポーツ協会は、当報告書の『アンケート調査結果と考察』において以下のような分析を行っており、「指導料」についての捉え方が、地域移行の受け皿によっては相当に乖離している現状が伺える。加えて、総合型クラブの金銭面での運営が、厳しい状況に置かれていることも垣間見える。

「指導料」の意識の違いは、総合型クラブでは、受益者負担の意識が強い上に、回答者であるクラブ代表者は指導者の謝金等の対応に苦慮していること、一方、スポーツ指導者とスポーツ少年団では、ボランティア意識が強いということが推測される。

実際のところ、総合型クラブは、前述したように2000年「スポーツ振興基本計画」において、『総合型地域スポーツクラブを新たなスポーツ活動の場として、全国の市区町村に最低一つは設立すること』と、目標として掲げられたものである。それから二十数年余りを経過して、2023年3月にスポーツ庁が発表した「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査の結果について」<sup>(8)</sup>によれば、2022年度の全国の総合型地域スポーツクラブ数は3,584にのぼり、全市区町村に対する総合型地域スポーツクラブが設置されている市区町村の割合、いわゆる「クラブ育成率」は80.5%となっている。ちなみに、前年度と比較すると0.4%減となっており、概ねこの10年は横ばい状態が続いている。このことから、全国の総合型地域スポーツクラブ設置については、設立期がほぼ終息し、安定期に入っているとみて良いだろう。

一方、全国の自治体の規模で見ると、市部（特別区含む）の「クラブ育成率」が94.0%であるのに対し、町村部は68.6%に留まっており、約25%もの差がある。ちなみに、香川県は全県下で約70%という数字であり、全国的に見ても総合型クラブが整っているとは言い難い。さらに、学校部活動から地域移行について、既に学校部活動と連携しているクラブを全国で調べてみると、2021年度時点でわずか6.2%という極めて少ない数字であることから、当初の計画の様には全国レベルでも進んでいない状況が伺える。

## 5. 諸課題の検討

### ○中学校部活動と学習指導要領

第二次世界大戦後、日本の義務教育制度下の中学校という教育現場において、およそ80年の永きにわたって『部活動』は連綿と引き継がれてきた。中学校の教師達は、学校で部活動の指導に携わることは、ある意味“当然のこと”として関わってきたのではないだろうか。40年以上も前になるが、筆者が体育の教員免許を取得するために教育実習へ行った時、指導してくれた中学校の教諭達は何の迷いもためらいもなく、かつ活き活きと放課後の部活動指導をしていたことを鮮明に憶えている。そして、自分も近い将来、そのような立場になって中学生や高校生を指導していくのだろうと思っていた。おそらく当時、中・高等学校の教職を目指していた殆どの大学生にとって、「部活動指導」は教師の仕事の一部として、そして教育の一環として“織り込み済み”の事柄だったように思う。ところが今、その教師の仕事の常識が、大きく変わろうとしている。

ある公的な会議において、教育現場の中学校長が「令和7年度からは、もう部活の指導をしなくてもいいんですよ。」と若手の先生から言われ、ショックを受けたと洩らしていたが、この発言はとても印象深く心に残っている。『働き方改革』が社会全体で叫ばれる昨今、教育現場においても長時間労働が大きな問題として捉えられるのは当然のことであり、若手の先生の発言も、今の時代においては当たり前の主張と言えるだろう。もし昔のように、校長がその発言に対して一喝でもすれば、それは「パワーハラスメント」ということにもなりかねない。かように時代は変化しているのである。このような状況を見ても、現在進められている中学校部活動の地域移行は、時代の推移による当然の変化ということなのかもしれない。そして実際、教員志望者が減少の一途を辿っている原因の一つが、学校部活動指導を含む教師の業務の多さ、多忙さであると言われていることも、我々は認識しておく必要がある。

しかしながら、現時点2024年の学習指導要領においては、中学校部活動について「第1章 総則」で次のように表記されている。

○中学校学習指導要領（平成 29 年告示）

第 1 章 総則

第 5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

つまり現時点（2024 年 11 月現在）においては、未だ学校部活動は「学校教育の一環として、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と記されているのである。今後は、指導要領も改訂されていく見込みであり、当然のことながら変更されるべきであろう。しかし、教育現場にいる教員達は、同様の内容の指導要領を元にして教育活動を行ってきた長い歴史があり、そして何よりも学校部活動というものを、身を以て体験してきた人々が、現在の中学生の親あるいは祖父母の立場になって、大多数の経験者として存在するのである。そう考えると、教育制度やスポーツ環境整備などの改革と共に、中学校部活動を取り巻く『部活動に対する人々の意識改革』を同時に行っていかなければいけないのではないだろうか。

20 年程前、総合型スポーツクラブの創設時に議論になったことでもあるのだが、私たち日本人にとって、部活をはじめとした子どものスポーツは、基本的に学校で行うものという意識が強い。実際、スポーツ庁によれば、「国内のスポーツ施設のおよそ 6 割は学校体育施設」<sup>(9)</sup>だという。つまりスポーツは、学校の先生が面倒見てくれるものであり、さらに無料でできるもの、という意識から抜けられていないように思うのである。多くの日本人が持つ「スポーツは、タダでできるもの」という意識が、この国の民間スポーツが、ヨーロッパのメンバー制クラブのように文化として根付き、伝播していかない大きな原因の一つになっていると考えられるのである。

以上のような、我が国における体育やスポーツの歴史的・社会的背景からみても、中学校部活動を地域移行するためには、親や祖父母などの家族はもちろんのこと、地域を構成する人々がその意味と内容を理解し、地域移行への協力をしていくことが極めて重要であると考えられる。

○地域部活動と受益者負担

内閣府が2021年12月に公表した「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」<sup>(10)</sup>によれば、中学2年生とその保護者を対象に行った調査で、年収158万7,700円未満という相対的貧困状態と判断される家庭の割合は12.9%という数字になっている。これは、中学生のいる家庭のおよそ8軒に1軒が、相対的貧困状態に置かれているという計算になる。つまり40人のクラスにおいては、5人ほどの中学生が経済的に厳しい状態で生活をしているということである。このような状況下において、部活動の地域移行における「受益者負担」、つまり保護者が部活費用を自ら負担するというようになった場合、義務教育下の中学生は、本人の希望通りに部活を受けられるのだろうか。各家庭の経済格差が、中学生のスポーツ経験にも影響を及ぼすことにならないのか。ひいては中学生の運動部離れに繋がるようなことにならないか。今後その動向を見守っていく必要がある。

その一方で、スポーツ施設や指導者が十分すぎるほどに充実し、経済的な問題も全く無いような部活動環境下においては、指導者達の意識が競技の“高み”や“強さ”を求め、目指していくような「勝利至上主義」に陥っていくことにはならないのか。義務教育下における中学校部活動の目的や範疇を超えるような競技志向へ、さらに「勝つこと」だけに価値を見いだしていくような極端な勝利追求の方向へと、部活動が偏重していくことはないのかということも心配である。

#### ○熊本市の例～学校部活動の継続～

熊本市部活動改革検討委員会は、2024（令和6）年3月「新しい学校部活動の在り方について」<sup>(11)</sup>の答申を出したが、その中で『改革の基本方針』とする文書において、「学校部活動は今後も継続させる」ことを示唆した。

### 3. 改革の基本方針

学校部活動には教育的意義があることや地域の受け皿の確保が見通せない状況であること等を踏まえ、教職員や地域人材で指導を希望する者が指導することを前提に、本市の学校部活動は今後も継続させる。

学校部活動の持続可能な運営体制の構築を図るため、以下の4つの基本方針のもと実現に向けた具体的施策を示す。

この答申に基づき熊本市は、学校部活動を地域に移行せずに、今後も学校での部活動を継続する方針を公表している。2027（令和7）年度からは、教員や大学生、インストラクターらなどから指導者を希望制で確保し、顧問・副顧問として学校に配置するという。熊本市の発表によれば、希望制で指導者を合計1,600人程度確保し、各学校の1つの部活動について顧問・副顧問として常時2人で指導できるように配置するという。指導者1,600人のうち、半数の800人は教職員の希望者を見込んでおり、他に市の職員、大学生やインスト

ラクターなどからの確保を想定し、指導者の募集や派遣を行う人材バンクを設置している。また、指導者には報酬を支払うこととし、顧問は時給 1,600 円、副顧問が 1,000 円とし、報酬の費用は年に 6 億 5 千万円と試算しており、市などの公費で 2 億 1 千万円を負担し、企業などから 1 億 8 千万円の協力金を募り、残りの費用は保護者が負担することとして生徒 1 人につき月に 3 千円と見込んでいるという。正式な方針は、熊本市教育委員会の会議での議論を経て決定すると表明している。

新聞報道<sup>(12)</sup>によれば、部活動の継続は全国でも初めてのこのように、熊本市教育委員会は 2025（令和 7）年 3 月に正式決定をする方針のようだが、この熊本市の例が全国の自治体にどんな影響を与えていくのか、今後注視していく必要があるだろう。

#### ○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果

2024（令和 6）年 8 月、スポーツ庁は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果」<sup>(13)</sup>の速報値を発表した。この調査は、2024（令和 6）年 5 月から 6 月にかけて、全国 47 都道府県の 1,741 市町村（特別区含む）及び 63 事務組合に対して行われたもので、休日の運動部活動における地域移行（地域スポーツクラブ）・地域連携（合同部活動）・地域連携（部活動指導員の活用）の現状・見通し（部活動数ベース）は、以下のとおりとなっている。

令和 5 年度（実績）：24% ⇒ 令和 6 年度：37% ⇒ 令和 7 年度：54% ⇒ 令和 8 年度：68%
--

この数字の推移を見ると、休日における部活動の地域展開が少しずつではあるが着実に進んできており、今後も更にパーセンテージは上がっていくであろう。また、協議会・推進計画の整備状況についてみると、75%以上の自治体が、2024（令和 6）年度中までに「協議会」を設置済みもしくは設置予定と回答しており、さらに半数以上の自治体が「推進計画」を策定済みもしくは策定予定と答えている。この調査から、概ね部活動の地域移行・連携については、全国で着実に進められている様子が伺える。しかし一方で、「設置や策定の予定なし」と回答した自治体も、それぞれ 1 割ほど残っているということは明記しておきたい。

#### ○公立中学校の部活動改革に関する国の有識者会議

2024 年 12 月、中学校の部活動の改革方針を議論する国の有識者会議が開かれ、2026（令和 8）年度からの 6 年間で次の改革期間と位置づけ、部活動を地域に移行する取組みを平

日でも推進していくことを盛り込んだ「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ（案）<sup>(14)</sup>が発表された。中間提言案として示されたのは、以下の3点である。

- ・部活動を単に地域にスライドするのではなく、地域全体で連携して支えるという理念を示すため、「地域移行」から「地域展開」という名称に変更する。
- ・次の改革期間を2026(令和8)年度からの6年間に設定する。
- ・この期間内で休日については原則すべての部活動で「地域展開」の達成を目指し、平日についても地域の実情に応じて改革を推進していく。

この有識者会議における提言だが、名称を「地域移行」から「地域展開」へと変更をしたところで、中学校部活動改革に現存する問題や課題が、即解決するということにはならないだろう。しかし、いずれにしても2031(令和13)年度までには、原則全ての部活動での「地域展開」が求められることになる。ちなみに有識者会議の考えでは、「学校と地域の二項対立の印象を与えかねないとの懸念があるため、名称を変更する。」ということのようである。『また、「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」と記載する。』とし、名称の整理を次の様に図示(図5)している。

(図5)

【地域全体で連携して行う取組に関する名称の整理】

現行	見直し
「地域移行」 ※学校部活動から地域クラブ活動への転換	「地域展開」
「地域連携」 ※学校部活動における部活動指導員等の配置や合同部活動等 <sup>9</sup> の実施	「地域連携」 (変更なし)

## 6. おわりに

スポーツ庁は、年の瀬も迫る 2024（令和 6）年 12 月 25 日付けで、「部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」<sup>(15)</sup>を発出した。その中で、【改定の概要】として 3 点を示している。

1 点目は、「学校と地域クラブとの連携に関する記載の新設」ということで、以下の内容が総則編及び保健体育編に明記された。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図ること。</li><li>② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。</li><li>③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。</li></ul> |
|---|

2 点目は、「部活動の現状の位置づけの明確化」ということで、そこには次のように記載されている。

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記したこと。
--

今後は、「学校の判断により、部活動を実施しないこともある。」（下線筆者）ということである。この記述によって、前述した休日における部活動の地域展開のための「協議会」設置あるいは、「推進計画」を策定する予定なしと回答した約 1 割の自治体の中には、中学校部活動を廃止してしまうケースがあるかもしれない。法令上の義務ではないのだから、それも認められるということになる。

そして 3 点目は、「部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮」ということで、運動部活動における留意事項が以下のように示されている。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。</li><li>② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること。</li></ul> |
|---|

ここでは、①で「どの生徒でも参加しやすい工夫を実施する」こととなっており、多様な生徒への配慮を示し、勝利至上主義に偏向した部活動ではなく、誰もが参加出来る部活であることとしている。さらには②で「複数のスポーツを幅広く経験できるよう配慮する」となっており、単一の部活動ではなく、複数種目の部活動を設置することも示されている。

以上の【通知】が発出されたことにより、中学校部活動は法令上の義務が外れ、学校現場において実施してもしなくてもよい「任意の活動」となり、学校で行うものではなく、地域で行われるものへと移行、あるいは展開していくものであることが明確化されたこと

になる。これによって、全国では一体どのような動きが出てくるであろうか。

2021年度から4年間にわたって、筆者たちは香川県教育委員会及び、県内市町の民間移行のための議論に関わってきた。そしてその中で、各市や町の現状、また各学校の状況、そして地域の指導者の有無や施設の実態、また受益者たる中学生やその保護者の様々な状況などを見聞してきた。それらの各委員会への参画経験から推測すると、今後の中学校部活動の状況は、かなりの「地域格差」、そして「学校格差」が起こることは避けられないと考えられる。そしてこれは香川県内に留まらず、全国の自治体においても大同小異の状況になるのではないかと推察される。

今後全国において、地域への移行・展開等が出来ない一部の市町村は、もしかすると中学校部活動を取りやめてしまうかもしれない。あるいは、取りやめざるを得ない状況に陥るのではないだろうか。だが一方で行政力の高い自治体では、前述した熊本市の例にあるように、これまで通りに学校中心の部活動を行っていくところも出てくるだろう。あるいは、さらに地域との連携・協力によって部活動をより強化し、「強い」部活動を展開して“スポーツの街”を標榜するような自治体も出てくるかもしれない。義務教育下の中学校において、部活動が法令上の義務から外れた以上、やるのかやらないのかは、各自治体の様々な事情、そして学校のある地区にいる人材（指導者）を含めた「地域力」、そして当該中学校の「学校力」や「運営力」に掛かってくるということなのである。

これから先、部活動をやりたい中学生は、どのように考え、どんな選択をするのだろうか。そして中学生の親たちは、どのような判断をするのだろうか。多感な時期の中学生が、生まれた場所や住んでいる地域によって、また通っている学校によって、著しい不平等や不公平が起これないように、これからも我々大人達が見守っていく必要がある。今井<sup>(16)</sup>が指摘するように、様々な要因から起こりうる「体験格差」は、将来、本人の学校生活や社会生活にも大きな影響を与えていくかもしれないからだ。

一方で、学校現場の教師達は、今後どのように部活動と関わっていけばよいのだろうか。指導希望教員は、「兼職兼業」として今後も指導にあたることにはなっているが、担当する教員にとって、学校内外で不利益が生じないよう配慮する必要があるだろう。また、公立学校の教職員である場合、人事異動として他校への転勤は避けられないことでもあるわけで、勤務校が変わった場合に同様・同程度の指導が行えるのか否か、これも今後の部活動の地域移行・展開における運用システムの課題として議論し、整備していく必要があるだろう。

人口戦略会議は2024年4月、「令和6年・地方自治体『持続可能性』分析レポート」<sup>(17)</sup>を発表した。これによれば、全自治体の4割超にあたる744の自治体が「消滅可能性自治

体」にあたるとされている。このような数字が示される状況下、これから数年・数十年先に消滅可能性があると言われる地域において、学校部活動の地域移行が引き金となって居住地や学校の階層化や格差がさらに進み、地域コミュニティの“過疎”そして“消滅”に拍車を掛けるようなことにならないことを願って、本稿を閉じる。

## 注

- 
- (1) 文部科学省ウェブサイト、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(2018),  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/013\\_index/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1402624\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1402624_1.pdf)
  - (2) 文部科学省ウェブサイト、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」(2020),  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/20200902-spt\\_sseisaku01-000009706\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200902-spt_sseisaku01-000009706_3.pdf)
  - (3) 文部科学省・スポーツ庁ウェブサイト、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(2022),  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt\\_oripara-000026750\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_oripara-000026750_2.pdf)
  - (4) スポーツ庁ウェブサイト、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」(2022),  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/20220722-spt\\_oripara-000023182\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20220722-spt_oripara-000023182_2.pdf)
  - (5) 香川県教育委員会ウェブサイト、運動部活動の地域移行に関する実践研究事例集(令和4年11月スポーツ庁発行)を基に、香川県教育委員会が加工・作成, 令和4年度香川県総合教育会議(資料6), p. 2.  
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/7592/07bukatudou.pdf>
  - (6) 香川県教育委員会ウェブサイト、「香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドライン【中学校版】」(2023),  
[https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/39550/guideline\\_all.pdf](https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/39550/guideline_all.pdf)
  - (7) 香川県教育委員会ウェブサイト、「香川県中学校部活動地域移行等推進の手引き～生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指して～」  
[https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/50843/tiikiikou\\_tebiki.pdf](https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/50843/tiikiikou_tebiki.pdf)
  - (8) スポーツ庁ウェブサイト、「令和4年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果」(2023), [https://www.mext.go.jp/sports/content/20230324-spt\\_stiiki-300000800\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20230324-spt_stiiki-300000800_1.pdf)
  - (9) スポーツ庁ウェブサイト、「国内のスポーツ施設の約6割! 学校体育施設の有効活用の方法とは」(2021), <https://sports.go.jp/tag/equipment/6.html>
  - (10) 内閣府ウェブサイト、「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」(2021),  
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r03/pdf/cover.pdf>
  - (11) 熊本市ウェブサイト、熊本市部活動改革検討委員会「新しい学校部活動の在り方について 答申」(2024),  
[https://www.city.kumamoto.jp/kiji0039876/5\\_9876\\_412053\\_up\\_czixwolb.pdf](https://www.city.kumamoto.jp/kiji0039876/5_9876_412053_up_czixwolb.pdf)
  - (12) 伊藤隆太郎, 部活「地域移行」せず学校で実施 熊本市27年度から「クラブない」, 朝日新聞デジタル記事, 2024年11月28日,  
[https://digital.asahi.com/articles/ASSCW4FSTSCWTIPE01FM.html?iref=pc\\_ss\\_date\\_article](https://digital.asahi.com/articles/ASSCW4FSTSCWTIPE01FM.html?iref=pc_ss_date_article)
  - (13) スポーツ庁ウェブサイト、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り型等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果(速報値)」(2024.8.),  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/20240821-spt\\_oripara-000037466\\_0051.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20240821-spt_oripara-000037466_0051.pdf)

- 
- (14) 文部科学省ウェブサイト、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ（案）, (2024. 12),  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/20241128-spt\\_oripara-000039021\\_0001.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20241128-spt_oripara-000039021_0001.pdf)
- (15) スポーツ庁ウェブサイト, 「部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」 (2024. 12. 25.)  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/20250116-spt\\_oripara-000039767\\_003.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20250116-spt_oripara-000039767_003.pdf)
- (16) 今井悠介 (2024) 体験格差, 講談社現代新書
- (17) 人口戦略会議 (2024) 「令和6年・地方自治体『持続可能性』分析レポート」  
[https://www.hit-north.or.jp/cms/wp-content/uploads/2024/04/01\\_report-1.pdf](https://www.hit-north.or.jp/cms/wp-content/uploads/2024/04/01_report-1.pdf)

論文

# 米国軍政府施政下沖縄の学校体育における 運動用具をめぐる状況 (1945年－1950年)

The situation surrounding sports equipment for school physical education in Okinawa under the administration of the U.S. military government (1945-1950)

近藤 剛 Tsuyoshi Kondo

専門領域：体育・スポーツ史

キーワード：戦後沖縄，学校体育，運動用具

## —— 目 次 ——

- I. はじめに
- II. 軍政下の学校教育と体育の状況
- III. 米国軍政府提供の運動用具
- IV. 運動用具の不足により生じた問題
- V. まとめ

### I. はじめに

沖縄は戦後に米国によって日本本土から分離統治され、独立した教育課程の下で学校教育が展開された時期がある。戦後の本土が“新日本の建設”を掲げスタートを切った一方で、沖縄では日本からの独立を想起させるように“新沖縄の建設”がその目的に明記された。教育行政も地元住民で組織された米国軍政府の諮問機関である「沖縄諮詢会」（後の「沖縄民政府」）の内部に「教育部」（後の「文教部」）を設置し、独自の組織を機能させた。

ただ、教育行政機関の整備とは裏腹に、教育現場を取り巻く環境は非常に厳しいものがあった。凄惨な地上戦を経験した沖縄である。校舎の再建、教材や学用品の支給が不十分で教育活動に大きな支障が生じていたことは想像に難くない。

こうした状況は学校体育においても例外ではなかった。特に運動用具は深刻な不足に陥っていたことが先行研究でも指摘されている<sup>1</sup>。一方で、こうした状況の改善に米軍から提供される運動用具が活用された様子も散見できる<sup>2</sup>。しかしながら、不足の状況が強調される一方で、軍政府からどのような種類の運動用具がどの程度提供されたのかということや、運動用具の不足が教育現場に具体的にどのような問題を生じさせたのかについては言及されていない。

そこで本稿では、米国陸軍軍政府の『月次活動報告書』と、戦後沖縄の最初の日本語新聞である『うるま新報』、沖縄民政府文教部発行の『文教時報』を主な手がかりとし、終戦直後から米国軍政が敷かれた 1950 年までの沖縄の学校教育と体育について検討し、米軍から提供された運動用具の種類と数量を明らかにした上で運動用具の不足に起因した学校体育の課題について考察する。

『月次活動報告書 (United States Army Military Government Activities in the Ryukyus)』は琉球列島米国民政府資料のひとつで、1946 年 11 月から 1949 年 9 月まで通算 35 回毎月作成されている<sup>3</sup>。軍施政下の琉球列島における陸軍軍政府の政治・経済・社会的活動に関する内容が記載され、運動用具の提供については社会的活動のうちの教育分野で随時報告されている。『うるま新報』は 1945 年 7 月 26 日から軍政府の支援を受けて発行された新聞で、当初は石川収容所内を発行地とし、『ウルマ新報』というカタカナ表記を用いていた。その後、1946 年 5 月 29 日に『うるま新報』となり、1951 年に『琉球新報』に復元・改題した新聞である。1946 年 5 月 22 日付で軍政府と沖縄民政府の機関誌として指定され、統治者の意向を広く島民に伝達する役割を果たした。本稿では名称として『うるま新報』を使用する。『文教時報』は沖縄諮詢会及び沖縄民政府文教部が発行し、のちの琉球政府文教局も刊行を続けたものである。当初は、米国軍政府の政策代執行機関であった沖縄民政府の教育現場への示達事項を明記しており、指導指南書のような性格があった。

なお、学校教育については初等学校のみを取り上げる。それは、この時期の沖縄は学校種が多く存在した上に、本稿で取り扱う期間内に学校制度改革が行われたことなどからすべての学校種に触れると内容が膨大になりすぎること、初等学校の内容だけでも本稿の目的を十分に達成できることが理由である。

また、本稿で扱う「沖縄」地域とは、戦後に米軍が琉球列島を沖縄群島、奄美群島、八重山群島、宮古群島に四分割して統治し、沖縄本島とその周辺の島々から構成された沖縄群島を指す名称として「沖縄」を多用していた経緯を踏まえ<sup>4</sup>、沖縄群島を指すこととする。

## II. 軍政下の学校教育と体育の状況

### 1. 軍政下の学校教育

#### 1) 沖縄諮詢会教育部（文教部）時代の学校教育（1945年8月～1946年4月）

終戦後の沖縄では、1945年8月29日に米国軍政府<sup>5</sup>の諮問機関として住民収容各地区の代表者15名からなる沖縄諮詢会が発足し、復興への歩みを進めていくことになった。この中で、教育行政を担当する機関として「教育部」（1946年1月より「文教部」に改称）が設置され、初代部長には山城篤男が就任した。ただ当時は軍政府の厳しい統制のもとで、教育再建のための方針・方策、学校制度、教員の養成と確保、教科過程の決定、校舎や教具の不足など様々な問題が山積した状態にあり、その活動は困難を極めたようである<sup>6</sup>。それでも、軍政府との協議を重ねる中で、少しずつ、しかし確実に復興が進められていった。

まず、特筆すべきことは沖縄独自の教科書を作成するため1945年8月に沖縄教科書編纂所を設立したことである。軍政府のハンナ大尉の指示で始まったこの事業は、県立図書館の地下壕に焼け残った図書や宜野座国民学校に疎開させていた師範学校附属国民学校の教科書などを活用した<sup>7</sup>。編纂した内容は、軍政府から超国家主義的で軍国主義的な内容を削除するよう指示され、英文に一度翻訳した上で厳しい検閲を受けた。

戦後初の教育内容についての指令と思われるのが1946年1月31日に出された「文教部第2号」である。内容は以下のとおりである。

現在六才以上十四才に至る八学年の初等学校に主力を傾注して之を実施し之等児童に対して義務的に最少限三時間一週六日間読方、書方、算数（体操英語）等の課目を設くること<sup>8</sup>

ここから、初等学校の教育にまずは注力すること、1日に最低3時間の授業時数を設け読方、書方、算数を重点的に行うこと、体操と英語は随意科目のような位置づけであったことが読み取れる。続く2月26日の『文教時報』第1号では、1946年度からの教育方針についてより詳細が定められた。全7項からなる内容のうち主な部分を以下に抜粋する。

### 三. 義務教育ノ実施

本年四月二日現在 満六歳以上満十四歳ニ至ル学齡児童ニ対シ就学ノ義務ガ実施セラレマス。一略一

### 四. 授業時数

一週六日、一日四時限ヲ最低トシテ教授スルコトニナツテキマス。但シ、体育及ビ農耕作業等ニ類スル時間ハ之ニ含ミマセン。校舎其ノ他設備不充分ノ時ハ午前八時ヨ

リ十二時迄ト午後一時ヨリ五時迄ノ二部教授トスルモ差支アリマセン。校舎其他ノ施設充分ナル時ハ一日五時間授業トシ其ノ他ヲ体育及ビ作業ニ充当シマス。一略一

#### 五. 軍事的國粹的教育訓練ニ就イテ

軍事的訓練及ビ日本謳歌ノ教育ハ禁ゼラレルコトニナツテキマス。即チ修身科ニツイテハ日本國民ノ偉大ナル使命ヲ強調シタル戦前ノ如キ取扱ヒヤ軍人戦争等ヲ謳歌スル教育ハ許可サレマセン<sup>9</sup>一略一

これにより、1946年4月からの初等学校における教育義務化の再開、各学校の教育施設や教材などの状況に応じた一日当たりの授業時数が明示された。また、教育内容として軍事的で国粹主義的な教育は日本本土と同様に明確に禁止された。この時期は、具体的な教育目標こそ定まらなかったが、混乱の中でもいち早く学校教育を再開することに重点が置かれていたことがわかる。

## 2) 沖縄民政府文教部時代の学校教育（1946年4月～1950年11月）

1946年4月22日に軍政府によって「沖縄民政府創設に関する件」が發布されると、同月26日に、沖縄諮詢会委員や各市町村長などによる選挙で選出されていた志喜屋孝信が軍政府の任命により知事に就任し、沖縄における統一的行政組織として沖縄民政府が始動した。ただ、その性格は軍政府の政策執行の代理機関として機能したに過ぎず、自治機関とはなり得なかった<sup>10</sup>。文教部長は諮詢会から引き続き山城篤男が務めることになった。

そして、この民政府発足と時期を同じくし戦後初の沖縄の教育法規ともいえる「初等学校令」及び「同施行規則」が定められた。主な内容は以下のとおりである。

### 初等学校令

#### 第一章 目的

第一条 初等学校ハ新沖縄建設ノ精神ヲ体シ、初等普通教育ヲ施シ、児童心身ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス。

#### 初等学校令施行規則

#### 第二章 教則

- 一 初等学校ニ於テハ新沖縄建設ノ精神ヲ体シ、其ノ使命ヲ自覚セシメルコト。
- 四 沖縄文化ノ向上ヲ図リ、東亜及ビ世界ノ大勢ニ就イテ知ラシメ、特ニ米国ノ国情ニ通セシメ宏大ナル理想ヲ与フルコト。
- 五 沖縄人ノ業績ヲ顕揚シ其ノ短所ヲ匡正シ長所ヲ啓培シ、特ニ世界ノ新情勢ニ伴ヒ来ル各種ノ弊ニ陥ラザル様注意スルコト。<sup>11</sup>

このように、戦後の教育目標は日本本土の“新日本”に対をなすように“新沖縄”建設が明確に掲げられた。そして同施行規則において、新沖縄建設とは米国文化への理解を深め、沖縄の人々のこれまでの業績を称え、その長短所に対して適切に対応していくことで醸成されていくとした。

また、初等学校令よりわずかに早く、新年度開始時には初等学校における教科と1週間当たりの授業時間数を示した「初等学校教科科目内容表」と「初等学校教科科目時間配当表」が出された。特徴としては、初等学校令において明記される教育目標を反映し、沖縄を中心とした歴史・地理教育や第1学年から英語科が必修となったことがあげられる<sup>12</sup>。

なお、1948年3月の学校制度改革要綱により、初等学校と高等学校の間に新たに中等学校が設けられ、日本本土と同様に六・三・三制が採用されたが、教育方針や教科の内容に大きな変化は見られなかった。

一方で、教育行政機関や教育法規の整備とは裏腹に、学校教育現場を取り巻く環境は非常に厳しいものがあつた。終戦よりも早く、1945年5月7日に石川収容所内で開校した城前校で校長を務めた山内繁茂は、1946年7月に文教部長に宛てた報告書で、学校設立当時の状況を「校舎ナシ、教科書、学用品、腰掛、机等学校設備ト見ラルルモノ一物モナシ」<sup>13</sup>と述べた。また後の琉球政府文教局は当時を次のように述懐している。

校舎は、戦火によって殆ど全部が潰滅したので、初めの程は、露店教室、テント教室、コンセット教室、茅草教室等によって学習が行われたが、毎年、数度にわたる台風の襲来によって、その都度破壊し盡された。一中略一教室不足は、二部授業、三部授業を餘儀なくさせた。・・・中略・・・貧困な琉球政府の財政では早急にこの問題を解決することは困難であつた。<sup>14</sup>

この時期の学校教育は、新沖縄の建設という教育目標が定まり、それに沿う形で教科とその内容、1週間当たりの配当時間などが決定した。しかし、教育活動を行う現場では、戦火の被害を受けたことにより施設や教具が圧倒的に不足している状況があり、実際には教育目標の達成よりもまずは限られた教育資源を用い、二部制や三部制を導入してすべての子どもたちに教育を行き届かせることに苦心するなど、様々な工夫が施されていた時期であつた。

## 2. 軍政下の学校体育

### 1) 沖縄諮詢会教育部（文教部）時代の学校体育（1945年8月～1946年4月）

この時期の学校体育については、先日した『文教時報』第1号をもとに検討する。まず、教科体育の位置づけであるが、その「四」において一週を六日、一日を四時間とする当初

の授業時数の中に「体育及び農耕作業等ニ類スル時間ハ之ニ含ミマセン」とあることから、正課ではなかったと考えられる。おそらく、戦後の荒廃の中で体育活動を系統的に実施する余力がなかったのであろう。それでも、実施する際は以下のような点に注意するよう明記された。一部、前掲した内容と重複する。

#### 五. 軍事的國粹的教育訓練ニ就イテ

軍事的訓練及び日本謳歌ノ教育ハ禁ゼラレルコトニナツテキマス。一中略一体操ニ於テハ軍事訓練式ノ体育ハ許サレナイガ、筋肉ノ鍛錬、柔軟体操式ノ体育ハ大イニ奨励シマス。柔道、剣道、唐手、相撲等ハ之ヲ許可シマスガ、体育及び技術トシテ取扱フ可キモノデアツテ武力的戰闘的取扱ヒヲ伴フコトハ禁ジマス<sup>15</sup>。

これは、体育における戦前の教練的要素を除こうとした意図の表れである。体育活動の身体教育効果を認めながらも、それがとかく軍事訓練に結びつくことがないように厳しく実施内容を制限するものであった。こうした傾向は日本本土でも同様であった。ただし、本土では1945年11月の「終戦に伴う体錬科教授要目取扱に関する件」により授業における武道実施が禁止された一方、沖縄では柔道、剣道、空手、相撲などの実施が許可された。これについては推測の域を出ないが、沖縄独自の文化を称えようとする当時の教育方針を踏まえれば、沖縄に起源があるとされる空手や（沖縄）相撲などを、当時は積極的に学校体育の教材として導入していこうと考えていた可能性がある。

#### 2) 沖縄民政府文教部時代の学校体育（1946年4月～1950年11月）

では、民政府期に学校体育はどのように捉えられたのか。すでに述べた「初等学校令」では、第1条にある「児童心身ノ基礎的錬成ヲ為ス」との記述は、体育目標に大いに関係する内容であろう。「初等学校令施行規則」には次のような記載もある。

二 情操ヲ錬磨シ、生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ体得セシメ、情操ヲ醇化シ心身ノ健全ヲ図ルコト。

九 児童心身ノ発達ニ留意シ男女ノ特性環境等ヲ顧慮シテ夫々適切ナル教育ヲ施スコト。

発達状況に留意しながら適切な教育を施し、児童の心身の健全化を図るという内容から、戦前の学校体育が国家主義に基づいて軍事予備教育と化した状況を反省し、その状況の改善を企図していたことがわかる。

次に、初等学校令の下での「初等学校教科科目時間配当表」と「初等学校教科科目内容

表」のうち、体育に関する内容を以下の表1と表2でまとめた。

表1 初等学校教科科目時間配当表 1946年4月5日公布

教科	科目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年		第5学年		第6学年		第7学年		第8学年	
					男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
体育科	体錬	7	7	6	6	5	5	4	5	4	5	3	5	3
	衛生													
芸能科	音楽			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

〔(出典) 琉球政府文教局研究調査課『琉球史料第3集』復刻版、那覇出版、1988、197頁より作成。〕

表2 初等学校教科科目内容表 1946年4月16日公布

科目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	第7学年	第8学年
体錬	遊戯 体操	遊戯 体操	遊戯 体操 競技	遊戯 体操 競技	遊戯 体操 競技 武道の基礎動作	遊戯 体操 競技 武道の基礎動作	遊戯 体操 競技 武道の基礎動作	遊戯 体操 競技 武道の基礎動作

〔(出典) 琉球政府文教局研究調査課『琉球史料第3集』復刻版、那覇出版、1988、199頁より作成。〕

体育にも1週当たりの授業時間数が割り振られ、実質的に正課として取り扱われるようになった。また、内容については非常に簡易的とはいえ教材が示された。先述した『文教時報』第1号にあったように、教材としての武道が第5学年から登場していることは特徴である。そのほか遊戯や体操、競技があるが、当時の状況を考えると道具を必要としない運動を中心に実施されていたとする向きが自然であろう。

また、『文教時報』の第2号(1946年11月20日発行)と第4号(1947年6月17日発行)で、本土の文部省が作成・配布した「新教育指針」が掲載されていたことが興味深い。この「新教育指針」は戦後の日本で教育基本法などが整備される以前に出されたもので、教師の再教育を目的としており、「民主的な基調をもつ最初のもの」という評価を得るものである<sup>16</sup>。これを初めて掲載した第2号のはしがきでは「大部分は新沖縄の教育にも参考になる」とし、「読者はこの指針大要を材料」として男女青少年の育成と指導に当たるように述べられている<sup>17</sup>。そして、第4号において「新教育指針」第1部の後編が記載され、その第5章に「体育の改善」があることは、戦後の沖縄の学校体育も日本本土と同様に体育・スポーツの民主化を前提に展開されていったとみることができる。なお、この第5章で特に強調したいのが以下の部分である。

(二) 体育はどんな風に改められるべきか

### 三. 遊戯・競技の指導

試合においては、全力をふるって正しく競争し、不正行爲をおかし、又は個人的感情を交へて對抗意識を高めるやうなことがあつてはならぬ。—略—

(三) 体育はどうして普及させるか

學校体育は、學校内すべての生徒を対象として行はるべきで、選ばれた一部生徒の名譽をもたらすやうなやり方は、價値の少いものである<sup>18</sup>。

体育・スポーツ活動を通して子どもたちに民主的な素養を身につけさせたいと考えていた軍政府や民政府にとって、単に教練的な要素を取り除くだけではなく、どのように体育・スポーツ活動を展開していくのかは大きな課題であった。そういった意味では、ここにあるフェアプレーの精神を尊重し過度な對抗意識を控えることや、すべての子どもたちに体育教育を行き渡せるといったことは、戦後の沖縄の學校体育における方針であった。しかし、こうした理念が運動用具の不足を原因として揺らぐ事態になるわけであるが、それは後述することにする。

## Ⅲ. 米軍政府提供の運動用具

うるま新報に「漸次復興普及しつつある沖縄スポーツも用具不足のため・・・略・・・進駐軍部隊からの補給を唯一の頼りとして・・・」<sup>19</sup>との記事があるように、終戦直後の沖縄の体育用具の充実に、軍政府が一定の役割を果たした。軍政府の月次報告書において、沖縄の學校への運動用具の提供が報告されているものは次の通りである。表中の學校数と児童・生徒数は同じ月の報告書に記載されていた値<sup>20</sup>であり、それに基づき筆者が一校当たり平等に分配したと仮定した場合の数量と、それぞれの道具1つ当たりの児童・生徒数を計算し記載している。

なお、學校数と児童・生徒数については月次報告書に記載の全學校種を含んだ。すなわち、幼稚園、初等教育學校、高等教育學校に、各種専門學校なども加えている。これは、どの學校種に運動用具が記載されたかが報告書に明記されていないためである。

また、報告書によっては沖縄以外の三群島の學校への配給分も合算して記載してあるものもある。その場合、沖縄にどれだけの数量が配分されたか不明なため、沖縄と提供された他の群島の學校数と生徒数も合わせて数値を算出した。

### 1. 1947年9月報告書

この月に提供された運動用具は表3の通りである。なお、この月については沖縄以外の

三群島の学校にも提供されたとの記述があるため、学校数と児童・生徒数に三群島の値を加えている。それぞれの群島への配分の内容については明らかではない。

四群島へ配給されたものであるため、種類は豊富であるが、数量に関しては野球ボール以外で各学校に1つと満たない状況となっており、非常に少ない。なかでは相対的にバレーボール、野球ボール、バドミントン関連用具の提供量が多い。他に特筆すべきは、数量こそ少ないもののボクシング関連でグローブ、ヘッドガード、マットカバーが含まれていることである。1950年3月に沖縄拳闘倶楽部が発足すると、沖縄でもボクシング人気が徐々に高まっていくが<sup>21</sup>、そうした動きの先駆けとも考えることができる。

表3 1947年9月報告書に記載された運動用具

運動用具	数量	学校数	数量/学校数	児童・生徒数	児童・生徒数/数量
バレーボール	400	517	0.77	244,502	611
バレーボールネット	50		0.10		4,890
野球ボール	552		1.07		443
野球ベース	3セット		0.01		81,500
ソフトボール	40		0.08		6,113
ソフトボールベース	7セット		0.01		34,929
ソフトボールグラブ	93		0.18		2,629
胸部プロテクター	8		0.02		30,563
テニスネット	4		0.01		61,126
バドミントンラケット	356		0.69		687
バドミントン羽根	288ダース		0.56		849
ボクシンググローブ	11セット		0.02		22,227
ボクシング用ヘッドガード	8		0.02		30,563
ボクシング用マットカバー	10		0.02		24,450
跳び縄	40		0.08		6,113
蹄鉄	50セット		0.10		4,890
トレーニングバッグ	7		0.01		34,929
Rubber football	257		0.50		951

〔(出典)『Summation No.11:United States Army Military Government Activities in the Ryukyus(Sep 1947)』45-47頁より作成。〕

## 2. 1948年1月報告書

この月に提供された運動用具は表4の通りである。沖縄民政府を通じて沖縄の各学校に提供された。学校数と児童・生徒数は沖縄のみの値である。

バレーボール、ベースボール型ゲーム、バドミントン関連用具が比較的多い。特にベースボール型ゲームにおいてはソフトボールの配給が急増し、各学校に10球程度が割り当てられるほどの数であった。これは、同じベースボール型ゲームでも、ソフトボールのほうがボールの安全性が高く、しかも狭い敷地で行うことができることから、野球よりも実施に適しているとの判断あったと推測する。おそらくは米兵が興じる場合にも、ソフトボー

ルの方が都合よかったのであろう。そのほか、提供された運動用具として数は少ないものの水球とレスリングマットが初めて登場する。水球は沖縄の温暖な気候を考慮した教材として提供されたと思われる。

表 4 1948年1月報告書に記載された運動用具

運動用具	数量	学校数	数量/学校数	児童・生徒数	児童・生徒数/ 数量
バレーボール	432	323	1.34	162,354	376
バレーボールネット	7		0.02		23,193
野球ボール	675		2.09		241
ソフトボール	3,230		10.00		50
ソフトボールベース	5セット		0.02		32,471
ソフトボールグラブ	390		1.21		416
胸部プロテクター	5		0.02		32,471
フットボール	84		0.26		1,933
テニスネット	3		0.01		54,118
バドミントンラケット	180		0.56		902
バドミントン羽根	1,400		4.33		116
水球	15		0.05		10,824
ボクシンググローブ	10セット		0.03		16,235
ボクシングリング	8		0.02		20,294
レスリングマット	7		0.02		23,193
蹄鉄	9		0.03		18,039
トレーニングバッグ	4	0.01	40,589		

(「Summation No.15:United States Army Military Government Activities in the Ryukyus(Jan 1948)」44-46  
頁より作成)

### 3. 1948年9月報告書

この月に提供された運動用具は表5の通りである。この月については琉球列島の学校に提供されたようであるため、学校数と児童・生徒数は四群島の和としている。

バレーボールとソフトボール、ソフトボールグラブが提供されているが、その数は学校数などに対してわずかである。

表 5 1948年9月の報告書に記載された運動用具

運動用具	数量	学校数	数量/学校数	児童・生徒数	児童・生徒数/ 数量
バレーボール	5	592	0.01	236,064	47,213
ソフトボール	12		0.02		19,672
ソフトボールグラブ	6		0.01		39,344

(「Summation No.23:United States Army Military Government Activities in the Ryukyus(Sep 1948)」48-49  
頁より作成)

#### 4. 1948年12月報告書

この月に提供された運動用具は表6の通りである。

「バット」とはおそらく、ベースボール型で使用するバットを指すものと思われ、沖縄への提供用具としては初見である。この表の学校数が、すべての学校種を含んでいることを踏まえれば、小学校や中学校と中心に1本程度行き渡るように提供されたのではなかろうか。「ボール」がどの球技のボールかは明らかではないが、学校当たり6球あまりであり、十分な数量とは言い難い。

表6 1948年12月の報告書に記載された運動用具

運動用具	数量	学校数	数量/学校数	児童・生徒数	児童・生徒数/ 数量
バット	240	352	0.68	156,458	652
ボール	2,400		6.82		65

(「Summation No.26:United States Army Military Government Activities in the Ryukyus(Dec 1948)」37-38  
頁より作成)

以上のように、『月次活動報告書』に記載された運動用具は、10種類以上の競技に関連するものとなっている。なかでもバレーボールとベースボール型ゲーム、バドミントン関連の用具の数量は際立って多い。ただし、バドミントンについてはバドミンソンのラケットの提供量は少なかつたため、競技実施の環境が比較的恵まれていたのはバレーボールとベースボール型ゲームであったと考えられる。また、ベースボール型ゲームに関しては、ボールなどの提供傾向をみると、安全性や敷地の問題などから野球よりもソフトボールが多く実施されたと思われる。

ただ、全体を通して見ると、提供された数量を合わせても各学校当たり1つに満たない運動用具が多く、バレーボールでも1校1球、ソフトボールでも1校10球程度である。このように提供数の少なさが目立つ結果となっており、およそ軍政府から提供される運動用具では、状況の改善には至らなかつた。以上から、先行研究などが指摘するように、当時の学校体育活動の現場において、運動用具の不足が原因となり、充実した体育活動の展開が損なわれていた可能性を容易に認められるのである。

#### IV. 運動用具の不足により生じた課題

『うるま新報』の1950年2月3日の紙面に、当時の学校教育行政を担っていた沖縄民政府文教部学務課の意向が記事化された。内容は、当時の沖縄で盛んにおこなわれ、人気を集めていた各種対抗競技大会の改革を訴えかけるものであった。この競技大会は各学校

からの選抜選手によって構成されており、学務課が指摘したのはこの選手選抜制度による学校体育への弊害であった。以下、紙面を抜粋する。なお、解読不能な文字は「●」にて表記した。

従來の選手制は種々弊害を伴いまず應援団對應援団の對抗意識を醸成し選手派遣や勝つために過重な經驗を必要とするこの現象は學校体育の本旨にもとるもので特定の者のみを對象とせず全員に普遍的に競技に参加させ且つ競技面に過重にさかれていた經費を他の文化施設●にも振り向け知的訓練を施すため●●の慣習を打破して民主的學校体育行事の確立が改革の主流をなしている<sup>22</sup>

このように、当時の競技大会では選手や観客、学校間の對抗意識が過熱化し勝利志向が顕著で、それに伴い学校体育も特定の運動能力の優れた子どもに指導や費用、運動機会が偏り、相対的に多くの一般児童生徒の運動機会が減少し、結果として沖縄全体として見た場合に十分な体育指導が行き渡っていないとの主張を展開した。こうした学務課の懸念が生じた要因は、運動用具不足によるところが大きい。それはこの記事の後に『うるま新報』の社説に掲載された内容からもわかる。うるま新報社は沖縄体育協会と協力して各種対抗競技大会を主催・後援しており、従來の競技大会を推進する立場にあった。以下、紙面を抜粋する。

運動具が不足しては勿論生徒一般にその運動をたのしませることは出来ないはずであるその場合少ない用具を手でさわるくらいのことしか出来ず、結局技りよの點ですべてが一様に低下するのが民主化であるとするれば、また何をか言わんや

それよりも少い用具を學級選手にも使わせながら校外對抗選手の練習のため大事に取扱わせるのが、道具自体の點からも有効な使用が出来るのではなかろうか<sup>23</sup>

この記事にあるように、うるま新報社はわずかな運動用具をすべての子どもたちに使用させて体育活動を行うことは不可能であるので、せめて代表選手が優先的に用具を使用し、競技会の場で他の児童・生徒の鬱憤を晴らすような活躍を見せるべきであるとした。

各種対抗競技大会の在り方を通じて顕在化した、学務課の体育指導の対象範囲を拡大し、子どもが平等に指導を受けられるような体制を整えるべきとする主張と、限られた運動用具を有効活用するためには運動技量の優れた子どもに体育活動を集中させるべきとしたうるま新報社の主張は、いずれも 1950 年に入っても各学校に児童生徒数に見合った十分な運動用具が存在していなかったことの証左となる。すなわち、終戦直後の沖縄の学校体育は、運動用具の不足を一つの要因として、本来はすべての児童生徒に均等に与えられるべ

き運動機会や体育指導が、ある特定の運動技量の優れた児童生徒に偏る形で運営されていたことを示唆するものである<sup>24</sup>。

こうした状況は、学務課の立場からすれば先述した『文教時報』に掲載の「新教育指針」と相容れないものとして強く自制したいものであった。特に、体育・スポーツ活動を通じた児童生徒の民主化を考えたときに、フェアプレーの精神を侵す過度な対抗意識や、ごく一部の限られた選手しか競技に参加できない現状は、たとえ用具不足というやむを得ない事情が存在するとはいえ、とても看過できるものできなかった。一方で、各種対抗競技大会を主催するうるま新報社をはじめとする各団体にとっては、こうした大会が市民にとって数少ない娯楽として機能していたことや大会運営に絡む収益が見込めること、そもそもすべての児童に機会を与えられない現状には用具不足を解消できない学務課に責任があるといった主張が透けて見える。

この学務課と主催者側の対立のもとで、その後どのような折衝があったかは不明であるが、この後も競技大会が継続して開催されたことを考えると、多くの関係者や市民が楽しみにしていた大会の主催者側に軍配が上がったと思われる。いずれにしても、子どもの心身の「基礎的錬成」と「発達ニ留意」<sup>25</sup>し、体育・スポーツ活動を通じた民主的素養を獲得させるとした当時の学校体育の目標達成に、運動用具の不足は大きな障壁になっていたと考えられるのである。

## V. まとめ

本稿では、終戦直後の沖縄の学校体育について、アメリカ陸軍軍政府『月次報告書』と『うるま新報』、『文教時報』などを主な手がかりとして、運動用具を巡る状況について検討した。

まず、軍政府下の学校教育は、地上戦を経験した荒廃の中から始まり、教育教材や学用品の不足、教育施設の損壊などが喫緊の課題であった。そのような中で、系統立った教育活動は非常に困難であったと考えられるが、法整備よりも何らかの形で学校教育を再開させることに重点が置かれ、内容では軍事的で国粹主義的なものが禁止された。1946年4月に入ると戦後の最初の教育法規と言える「初等学校令」が発布され、その目的が本土の“新日本の建設”と対をなすように“新沖縄の建設”に定められ、沖縄を中心とした歴史地理教育や第1学年からの英語科の必修化なども示されたが、教育環境の整備はままならない状態であった。

そのような中で、学校体育は戦後まもなくの時期は正課としての取り扱いではなかったが、身体の鍛錬や柔軟体操を目的とした内容は奨励された。一方で、教育方針を反映し、戦前に端を発する武力的で戦闘的な取り扱いは明確に禁じられた。それが、沖縄民政府期

に入ると「初等学校令」に示された教育目標の一部である「児童心身ノ基礎的錬成」を目指す科目の一つとして体育科が正課となった。体育科の教育方針として強調されたのは体育・スポーツ活動を通して児童生徒が民主的素養を獲得することであった。その方針は『文教時報』に本土の「新教育指針」が掲載されたことから明らかである。唐手や相撲実施の許可に象徴されるように、沖縄独自の文化を教育教材として積極的に取り入れようとする動きをみせつつ、人格の形成という観点では沖縄も日本本土も共通した目的を有していたと考えられる。

このように、徐々に体育科の内容整備が進んでいくが、終戦から一貫して運動用具の不足は改善されなかった。軍政府から豊富な種類の運動用具が提供されたが、数量は全く足りなかった。バレーボールとベースボール型ゲーム（特にソフトボール）、バドミントン関連の用具は相対的に多かったが、状況の改善には程遠いものであり、当時の学校体育の展開には運動用具の不足が大きな課題となっていたことがうかがい知れる。それでも、ボクシングや水球の道具が提供されていた事実は、その後の沖縄における体育・スポーツの新たな展開の発端として位置づけることができるかもしれない。

ただ、こうした運動用具の慢性的な不足は、学校体育の教育現場にも運動の機会不均等という大きな問題を生み出した。各種対抗競技大会に向けて、各学校が特定の選抜選手の体力・技能の向上に傾倒するなか、沖縄民政府文教部学務課はそうした状況を憂い、体育・スポーツによる児童生徒の民主的素養の獲得のため、一般の児童生徒にも十分な運動機会が確保されるよう大会の改革を提案した。一方で、『うるま新報』はその社説で運動用具の不足は顕著で、とてもすべての児童・生徒の運動機会を保障できる数量はなく、現行のように運動能力の優れた者に優先的に使用させる状況もやむを得ないと訴えた。双方の主張がどのような形で決着をしたのかは明らかにできなかったが、少なくとも用具の不足から生じる運動機会の不均等が当時の学校体育の目標達成に支障をきたす一つの要因となっていたことは事実であろう。そして、こうした両者の意見対立後も、各種対抗競技大会は開催され人気を博したことを見るに、学務課の体育・スポーツ活動を通じた民主的素養の獲得と運動機会の平等化の理念は、おそらく運動用具の不足という現実の前に妥協せざるを得なかったと考えられる。

崇高な理念と現実的な課題の対立は、体育・スポーツ界においても枚挙にいとまがないが、本稿で取り上げた戦後間もない時期の沖縄における運動用具不足に起因した運動機会の不均等という問題も、そのひとつになぞらえるものである。こうした課題に向き合ったときに、今を生きる者としてどのような判断を下すべきであるか、本稿で明らかにした内容が一つの判断材料になることを望む。

今後は、学務課の主張が十分に反映されず各種対抗競技大会が継続されるに至った過程や、1950年以降の運動用具不足の解消に向けた動きを検討し、戦後の沖縄の学校体育の復

興と運動用具との関係性を明らかにしていきたい。

- 1 例えば外間は当時の状況を「戦争ですべてを失ったので校舎の再建に重点が置かれている。55年に本土より“愛の体育備品”が到着する迄は手製の教具が数少なくあった」と指摘している。外間政太郎(1966)「戦後沖縄体育の推移について」『体育学研究』10巻2号、43頁。
- 2 磯部は「戦後のスポーツは、まず用具を必要としない陸上競技をはじめ、沖縄相撲、米軍払い下げのソフトボール、バレーボールなどであった」と述べている。磯部浩(1970)「沖縄の体育とスポーツ」『茨城大学教養部紀要』第2号、118頁。
- 3 国立国会図書館憲政資料室日本占領関係資料 R-G260 Records of the United States Occupation Headquarters, World War II, the U.S. Civil Administration of the Ryukyu islands(USCAR), Records Set of Military Government and Civil Administration Publications, 1950-1969.
- 4 河野康子(1994)『沖縄返還をめぐる政治と外交 日米関係史の文脈』東京大学出版会、275頁。
- 5 アメリカの沖縄における軍政は、陸海軍合同政府、海軍政府、陸軍政府と目まぐるしく変わる。本発表では便宜上、特別に必要としない限りこれらをまとめて軍政府と表記した。
- 6 沖縄県教育委員会編(1977年)『沖縄の戦後教育史』沖縄県教育委員会、13-14頁。
- 7 森田俊男(1995)『アメリカの沖縄教育政策』吉川弘文館、4頁、及び同上書8-9頁。
- 8 沖縄諮詢会文教部(1946)「文教部第2号」琉球政府文教局研究調査課(1988)『琉球資料第3集』復刻版、那覇出版社、22頁。
- 9 沖縄諮詢会文教部(1946)「文教時報第1号」3-6頁、藤澤健一・近藤健一郎編(2017)『復刻版 文教時報 第1回配本』不二出版、通し頁番号なし。
- 10 沖縄県文化振興会公文書管理部(2000)『米国の沖縄統治下における琉球政府以前の行政組織変遷関係資料』沖縄県公文書館、3頁。
- 11 沖縄諮詢会文教部(1946)「初等学校令」「同施行規則」前掲書8、510頁。
- 12 沖縄諮詢会文教部(1946)「初等学校教科科目内容表」「初等学校教科科目時間配当表」前掲書8、197-199頁。
- 13 山内繁茂(1946年)「学校設立当時ノ状況報告」前掲書8、30-31頁。
- 14 琉球政府文教局(1955)『琉球教育要覧 1955年度版』7頁。
- 15 前掲資料9、5-6頁。
- 16 勝田守一(1966)「教育基本法はどうしてできたか」宗像誠也編『教育基本法 —その意義と本質』新評論、50頁。
- 17 沖縄民政府文教部(1946)「文教時報第2号」1頁、前掲書9。
- 18 沖縄民政府文教部(1947)「文教時報第4号」16-18頁、前掲書9。
- 19 「体育用具寄贈を懇請」『うるま新報』第166号、1948年9月24日、1面。
- 20 1946年2月の沖縄諮詢会文教部発行の「文教時報第一号について」の中で、沖縄の各学校長は毎月10日と25日に指定の用紙に基づく報告を軍政府と沖縄文教部に行うことが指示された。児童・生徒数も項目の中に含まれており、月次活動報告書の数値はこうした報告書をもとに算出されたものと推測した。この報告は後に月1回に減らされた。「文教時報第1号について」前掲書9、及び沖縄諮詢会文教部(1946)「学校報告調査法並ニ記入上ノ注意」前掲書8、23-25頁。
- 21 例えば、『うるま新報』において1950年以前にボクシング関連記事は一切確認できないが、沖縄拳闘倶楽部発足以降は多くの記事を確認することができる。
- 22 「スポーツの民主化—民政府学務課が改革を意図—」『うるま新報』、第316号、1950年2月3日、第1面。
- 23 「社説—スポーツの本質に就て—」前掲紙22、第331号、1950年2月22日、第1面。
- 24 この傾向はしばらく解消されず、後の琉球政府文教局も学校体育が「一部の生徒の選手の養成のために全体の生徒の身体発達の場や指導を捨ててかえりみない傾向がある」ことを指摘している。前掲書14、136-137頁。
- 25 前掲資料11。

---

参考文献及び資料

- ・『United States Army Military Government Activities in the Ryukyus』国立国会図書館憲政資料室日本占領関係資料 R-G260 Records of the United States Occupation Headquarters, World War II, the U.S. Civil Administration of the Ryukyu islands(USCAR), Records Set of Military Government and Civil Administration Publications, 1950-1969.
- ・『うるま新報』うるま新報社、第1号—第621号（1946年7月26日—1950年12月31日）。
- ・「文教時報第1号—第4号」沖縄諮詢会（民政府）文教部、1946—1947年、藤澤健一・近藤健一郎編（2017）『復刻版 文教時報 第1回配本』不二出版
- ・琉球政府文教局研究調査課（1988）『琉球資料第3集』復刻版、那覇出版社。
- ・琉球政府文教局（1955）『琉球教育要覧 1955年度版』琉球政府文教局。
- ・沖縄県教育委員会編（1977年）『沖縄の戦後教育史』沖縄県教育委員会。
- ・外間政太郎（1966）「戦後沖縄体育の推移について」『体育学研究』10巻2号。
- ・磯部浩（1970）「沖縄の体育とスポーツ」『茨城大学教養部紀要』第2号。
- ・河野康子（1994）『沖縄返還をめぐる政治と外交 日米関係史の文脈』東京大学出版会。
- ・沖縄県文化振興会公文書管理部（2000）『米国の沖縄統治下における琉球政府以前の行政組織変遷関係資料』沖縄県公文書館。
- ・勝田守一（1966）「教育基本法はどうしてできたか」宗像誠也編『教育基本法 —その意義と本質』新評論。
- ・ロバート・D・エルドリッジ（2003）『沖縄問題の起源』名古屋大学出版会。

## 保育内容「健康」に着目した保育者の役割

### —現代の幼児期の運動遊びと家庭生活の状況からみた—考察—

The Role of Childcare Providers Focusing on 'Health' in Childcare Content  
— A Consideration from the Perspective of Modern Children's Physical Play and Family Life—

辰巳裕子 Yuko Tatsumi

専門領域：保育

キーワード：幼児期・運動遊び・家庭生活

#### —— 目 次 ——

- I. はじめに
- II. 方法
- III. 結果
- IV. 考察

#### V. まとめ

### I.はじめに

#### 1. 研究背景

現在の子どもが育つ環境は、核家族やひとり親家庭の増加・ワンオペ育児・きょうだい児の減少・貧困家庭、共働き世帯の増加など、家族形態や生活のありが変容している。また、地域では、地域住民との疎遠化・遊び場の減少・子ども会の縮小・少子化による近隣の子どもの人数、犯罪の懸念などから子どもが育つ遊びの環境も変化している。特に幼児期は、子どもの発達・発育において非常に重要な時期である。スポーツ庁の「幼児期運動指針」幼児期における運動の意義において、「幼児は心身全体を働かせて様々な活動を行うので、心身の様々な側面の発達にとって必要な経験が相互に関連し合い積み重ねられていく。このため、幼児期において、遊びを中心とする身体活動を十分に行うことは、多様な動きを身に付けるだけでなく、心

肺機能や骨形成にも寄与するなど、生涯にわたって健康を維持したり、何事にも積極的に取り組む意欲を育んだりするなど、豊かな人生を送るための基盤づくりとなることから、以下のような様々な効果が期待できる。」として (1) 体力・運動能力の向上 (2) 健康的な体の育成 (3) 意欲的な心の育成 (4) 社会適応力の発達 (5) 認知的能力の発達、について述べられている。また、「幼稚園教育要領」に記載される、領域「健康」(健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。)では、ねらいとして(1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう(2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする(3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動すると述べられている<sup>2,3</sup>。一方で「幼児期運動指針」には幼児期運動指針策定の意図として、幼児期における運動の実践は、心身の発育に極めて重要であるにも関わらず、全ての幼児が十分に体を動かす機会に恵まれているとはいえない現状がある。そこで、幼児の心身の発達の特性に留意しながら、幼児が多様な運動を経験できるような機会を保障していく必要があるとも記載される<sup>4</sup>。

筆者は、2018年頃より(新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行期間を除く)大型ショッピングモールにて、イベント会社と連携し「幼児運動測定」と題した運動遊びを、学生・現場保育者(保育経験20年以上)と共に1日200名程度を対象として行ってきた。運動遊びの内容は、幼児期に育ってほしい「36の基本動作」のころがる・くぐる・つかむ・わたる・ぶらさがるなどを取り入れた活動を、タイムや回数を計りながらゲーム感覚で楽しめるよう実施している。また、遊びの内容を個人用紙に記録し、保護者からの運動遊び相談や次の発達段階について筆者がコミュニケーションによる聞き取りやアドバイザー役として実践してきた。その活動を通じて、現役保育者との対談で運動能力が運動体験により相違があることや、以前に比べ、明らかに基礎運動能力が低下していることを、本測定を通じて感じてきた。

笹川スポーツ財団は、幼児の園外での外遊び・室内での運動遊び・運動の習いごとの3つの側面から運動実施状況を把握し、生活習慣や生育環境(保護者の関わり方など)との関連を分析することを目的とした「幼稚園・保育園以外における幼児の運動実施の実態調査」を実施している。その中で、1. 運動習慣 (1) 1週間のうち園外で「1日も外遊びをしていない」幼児は8.1% (2) 平日に園外で「全く外遊びをしない」幼児は46.6%と結果にある<sup>3</sup>。

保育者として保育計画を立案する際、子ども一人一人の発達の状況・興味等を知り環境を整えることで、子どもは主体的に遊びを展開できる。しかし、幼児期の子どもは一人で外遊びや公園に行くことが困難であることから、家庭生活・地域との関わりから、運動遊びの状態の異

なってくると考える。そこで、本稿では幼児期の運動遊び時間の必要性を踏まえ、家庭生活と運動遊びの現状を把握し、保育者として環境を整えることが重要であると考えた。

## 2. 研究目的

本稿では、園で過ごす時間と家庭の運動遊びの状況を把握し、運動遊びの現状を明らかにする。その上で家庭での運動習慣が低下している要因について分析し、保育者の保育内容「健康」における運動遊びのあり方の意義について考察することを目的とする。これにより、保育士養成および幼稚園教諭を目指す学生および保育者の健康の指導について価値を示したい。

## II. 研究方法

### 1. アンケート調査対象および回収方法

A 県の3歳～6歳を対象とし、幼稚園（3か所）・認定こども園（1か所）・子ども支援の場（1か所）に協力を頂き、アンケート用紙および公式LINEを活用しアンケート用紙と同様の文章を配布した。各自QRコードを読み取りアンケートに参加しデータを回収した。

### 2. 倫理的配慮

参加者が自由意志でアンケートに回答できるようにし、途中で回答をやめることも可能であることを明示した。アンケートはインターネットを用いて回収するが、メールアドレスの回収は行わず個人情報や回答内容が特定されないように、データの保護を徹底する旨を文章およびアンケート調査内でも伝え、同意を得た回答のみ調査の対象とした。

## III. 結果

A 県の幼稚園（3）・認定こども園（1）・子ども支援の場（1）に調査協力依頼をし、保護者に資料やメールにてアンケート協力の文章を各園から配布し、184件の回答を得た。そのうち、調査協力に同意を得た回答は183件（有効回答率99.4%）であった。本稿では、これらの回答を分析し、その結果をまとめる。

## 1. 調査の対象

調査対象は一世帯の3歳～6歳児（2025年1月時点）の子ども1名を対象として調査を行う。子どもの年齢は3歳児29人（16.3%）4歳児45人（24.4%）5歳児59人（32.1%）6歳児50人（27.2%）である（図1）。家族構成は夫婦＋子が最も多い（図2）。就園状況は保育園（所）が11人幼稚園が152人 認定こども園19人 在園していない1人である。

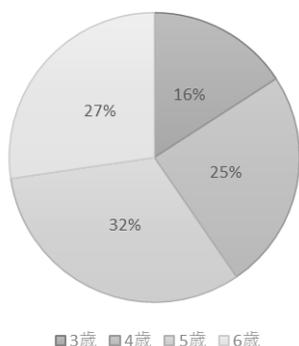


図1 調査の対象となるお子様の年齢（歳）

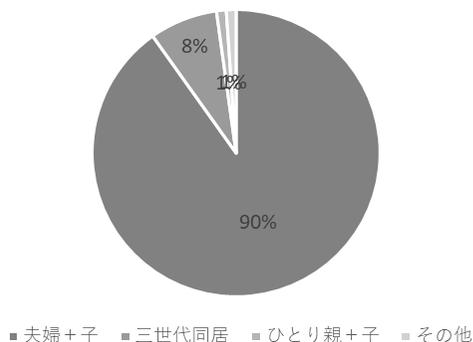


図2 家族構成

## 2. 在園時間と運動に関するする習い事の状況

園で過ごす時間は、5時間未満1人・5～6時間34人・6～7時間17人・7～8時間22人・8～9時間24人・9時間以上14人である。在園時間と運動に関する習い事を割合で見ると、在園時間が長い世帯は習い事をしている割合が比較的多いことがわかった（図3）。運動に関する習い事には、野球・剣道・バドミントン・バレー等の質問を入れる。本調査で最も多いのが体操であり、水泳、ダンスと続く（図4）。中には、体操と水泳、体操とダンスと2種類の習い事やサッカーと体操と水泳など3種類の習い事をしている幼児も2人いた。また、その他には、運動教室・おにごっこ・体育教室・リトミック等の習い事も記入される。

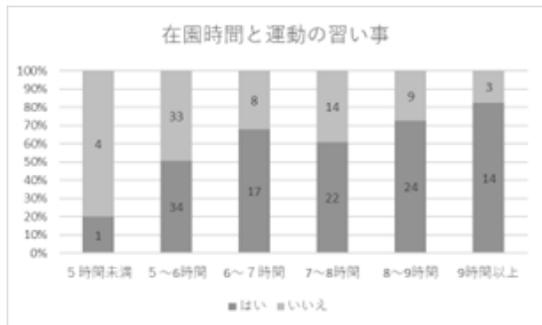


図3 在園時間と運動に関する習い事の状態

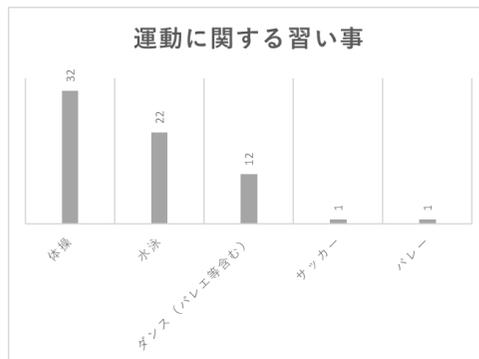


図4 運動に関する習い事の種目

### 3. 在園時間と習い事以外の運動遊び

在園時間と家庭における1週間の運動遊び時間の割合については、特徴的な優位性は見られなかった(図5)。降園時間後の遊び場所では、最も利用する場所を3つまで選択する。その結果、自宅室内と戸外が多く、次いで近所の公園やお迎えの園庭も遊び場所として利用されていた(図6)。

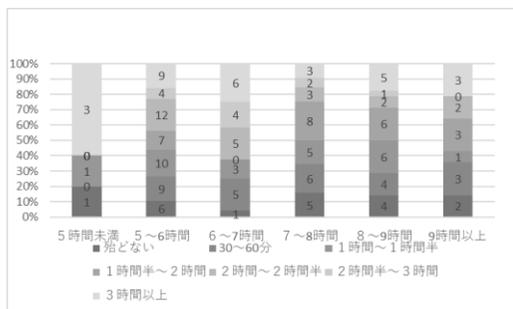


図5 在園時間と運動遊び時間の状況

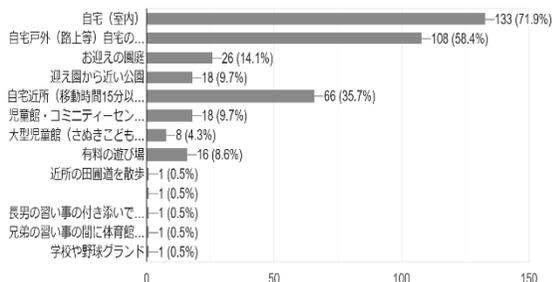


図6 主な運動遊びの場

「子どもの運動遊びを今よりもっとさせたいと思いますか?」の質問には169人(92%)の世帯が「思う」を選択していた。「思わない」を選択した理由については、「園で十分に遊んでいるから必要ない」「帰宅後も十分に遊んでいる」と回答がある。

### 4. 遊ばせたいと思うが十分でない背景

運動遊びを今よりもっとさせたいかと「思う」方に、その理由を平日の生活と休日の生活状況からそれぞれ3つまで回答を選択できるような質問した。平日に満足して子どもに運動遊びができない理由は、「家事に時間が追われている」が最も多く、「運動遊びをする時間な

い」や「きょうだいがいて外出しにくい」と続いた(図7)。一方、休日に満足して運動遊びができない理由は「きょうだいがいて外出しにくい」が最も多く、「家事に時間が追われている」「仕事で疲れていてできない」と続く(図8)。そして「近くに公園がない」「一緒に遊ぶ友達が少ない」ことや、その他の意見で「車椅子ユーザーで運動遊びをする公園がない」ことが記入されていた。

平日に満足に運動遊びができない理由についてもっとも感じる理由を3つまで教えてください  
169件の回答

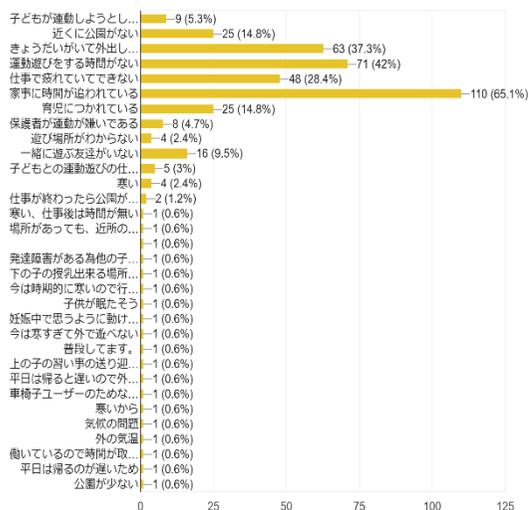


図7 平日に満足に運動遊びができない理由

休日に満足に運動遊びができない理由についてもっとも感じる理由を3つまで教えてください  
169件の回答

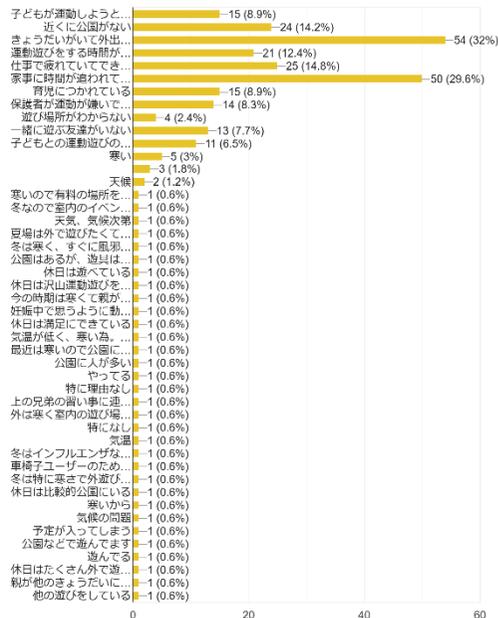


図8 休日に満足に運動遊びができない理由

#### IV. 考察

幼児期運動指針には、幼児期の運動のあり方について、生涯にわたる運動全般の基本的な動きを身に付けやすく、体を動かす遊びを通して、動きが多様に獲得されるとともに、動きを繰り返し実施することによって動きの洗練化も図られていく。また、意欲をもって積極的に周囲の環境に関わることで、心と体が相互に密接に関連し合いながら、社会性の発達や認知的な発達が促され、総合的に発達していく時期であると述べている<sup>4</sup>。幼児期における活動の中心は「遊び」であり、幼児期の運動遊びとは、主体的に子どもが体を動かす遊びである。主体的に体を動かす遊びとは、子どもが自ら行動をお越し積極的に関与することを示す。

文部科学省は「幼児期における身体活動の課題と運動の意義」の中で、現代の幼児の遊びは、活発に体を動かすものが少なくなり、2000年の調査から2002年の調査では「ボール・すべり台などの運動遊び」は59%で変化がなかったものの、「自転車・三輪車など」は、平成2年69%、平成12年54%、平成22年43%と減少傾向にあることを述べている<sup>6</sup>。本アンケート調査によると、子どもの運動遊び場で最も多かったのは自宅（室内）や自宅（屋外）であった。この背景には、平日に子どもを満足に運動遊びができない理由として「家事に時間が追われている」「運動遊びをする時間がない」とから、運動遊び場として家事をしながら子どもの運動遊びを安全に見守れる場が家庭にあることや、保護者が「仕事で疲れている」ため公園等で運動遊びをする保護者の体力や気力がないことで、家庭で運動遊びを行う環境にあることが考えられる。また、平日・休日ともに上位にある「きょうだいがいて外出しにくい」背景には、年上のきょうだいであれば塾やクラブ活動に参加し送迎や引率が重なることで公園等での運動遊びをする時間の確保が困難であることや、年下のきょうだいであれば乳児を連れての公園等での運動遊びが難しい環境にあることが考えられる。

子どもが主体的に運動遊びを楽しむためには、①現在の子どもの状況把握と②子どもが思いっきり体を動かせるような環境が必要である。①には今、子どもが興味をもっていることを通じて②の環境を作り出すことが保育者の担う役割の一つでもある。また、園で過ごす時間が保護者の就労時間等により長時間となり、子どもが育つ環境によって運動遊びによる体験も幅広い現在、家庭での運動遊び時間や内容および状況に偏りがあることも鑑み、保育者の保育計画による意図的な環境作りも重要だといえる。堀内(2023)<sup>7</sup>らは、幼児の運動遊びの援助に必要な保育者の資質の要素として「環境設定」「言葉掛け」「遊ぶ姿勢」「遊びの提供」「発達特性の理解」について大項目をあげ、直接的な援助と間接的な援助に関する資質の要素が述べられる。間接的な援助である「環境設定」に関する項目では「安全性の確認」や「子どもが多様な動きを経験できる環境構成」「毎日60分以上、体を動かした遊べる時間の確保」等について選定される。運動遊び時間の直接的な援助の「遊ぶ姿勢」では保育者が「子ども達が楽しく体を動かせるよう一緒に飛び込む」等の項目もあげられていた。本調査の中には遊ばせたいが十分に遊ばせていない背景に「車椅子ユーザーで運動遊びをする公園がない」という意見があった。インクルーシブ保育を推進する現在、個々の発達特性を知り園内でも誰もが運動遊びを楽しめる環境を整備する必要性もあると考える。

## V. おわりに

筆者は先日幼稚園研究保育に参加し、子どもが主体的に鉄棒で5歳児2名が運動遊びをしている場面に出会った。Hは鉄棒で前回りをすることが上手で何度も回転をする。隣で遊ぶFにはまだ難しい技術で同様に前回りをしたくとも上手くできない。するとFはHに対し「どうやったら回れるん？」と質問した。するとHは「お腹のココの部分を鉄棒にぐっと当てて回るんや」と教えている。Fは何度もチャレンジするが思うようにできず、そのうち2人は鉄棒の両端に別れ、動物の真似をして遊びだす。しかし、しばらくするとFが再度チャレンジし、Hがアドバイスする場面が何度か繰り返行われていた。このときの様子は、自ら前回りにチャレンジして友達に教えてもらいながら取り組むことで、学ぶ喜びや探究心が育み、知的好奇心を高める場面であり、両者の主体的に活動しながら自信を育み自立性の基盤が形成されている一場面でもある。園で過ごす子どもたちは、自由で主体的な遊びの活動時間には、ままごとなどのごっこ遊びや絵本を読む子ども、制作活動に夢中になる室内で遊ぶ子どもや、運動場で一輪車や三輪車・遊具での外遊びの屋外遊びに夢中になる子どもがいる。筆者が1年を通じて観察した幼稚園の年少児でも同様の場面がみられるが、屋内遊びする子どもと屋内遊びをする子どもの遊びの活動には運動遊びに関する時間の偏りが見られた。

幼児期は、生涯にわたって健康を維持し、何事にも積極的に取り組む意欲を育んだりするなど、豊かな人生を送るための基盤づくりとなる時期である。一方で、家庭生活での幅広い運動遊びが限られている現在、「身体を動かして遊びたい」と思う環境設定は重要な役割であり、保育者の運動能力や運動遊びの体験も影響するであろう。保育者自身が運動遊びを「楽しい」と感じ、子どもと共に遊びの体験ができるよう、保育者の養成に取り組む必要性を感じた。

## 謝辞

本調査研究に協力いただいた各園の皆様および保護者の皆様に心より感謝申し上げます。

1 スポーツ庁（2012年3月）幼児期運動指針策定委員会

2 文部科学省（2017年3月）幼稚園教育要領

3 保育所保育指針（2017年03月31日厚生労働省告示第117号）

4 全項1

5 笹川スポーツ財団（2023年11月8～10日）「全国の幼児（3～6歳）を対象とした運動実施状況に関する調査研究」

6 文部科学省「幼児期における運動遊びの課題」

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/sports/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2012/05/11/1319748\\_5\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/05/11/1319748_5_1.pdf)

7 堀内亮輔、篠原俊明、長野康平（2023）幼児の運動遊びの援助に必要な保育者の資質の要素、東京女子大学・東京女子大学体育短期大学紀要 第58号

#### 参考文献

- ・ 大本優希、関耕二、岩田昌太郎、近藤剛（2023-03-01）幼児教育現場における運動遊びに対する保育者の意識について 鳥取大学地域教育学研究 15（1），1-9，
- ・ 細川賢司\*保育中の運動遊びにおける保育者の関わりと幼児の運動量の関係—歳児のサッカーゲームに着目した事例的研究
- ・ 山本清洋、井上勝子、城弘子（2016）運動遊びの現状と課題 ～概念の構築を巡る検討～ 豊岡短期大学 論集豊岡短期大学論集 No. 13, 159～168（2016）
- ・ 大木みどり（2018）「幼児期の運動遊びの実態と課題 幼児期の運動遊びの実態と課題—保育者が指導・援助する上での課題」羽陽学園短期大学紀要 第10巻 第4号（通巻38号）
- ・ 鶴山博之、橋爪和夫、中野綾（2008）「子どもの遊びの実態に関する研究」国際教養学部紀要 VOL. 4（2008.03）
- ・ 中村和彦（1999）子どもの遊びの変貌. 体育の科学 49：25-27
- ・ 守渉（2024）「保育施設における「運動遊び」の取り組みに関する研究」宮城学院女子大学発達科学研究（85） 2024. 24. 85-94
- ・ 姿勢研究所（2024）「ルポルタージュ・乳幼児期からの健康づくりプログラム 乳幼児期

は、人生の基礎を作る時期。子どもの〈やってみたい!〉を応援し、日々の遊びや運動で心身の成長を促す」Posture しせいと生活：ポスター 51 56-60, 2024-07

・樺澤 茉宝、坂口 雄介 (2024) 「幼児期における運動あそびが数の概念の習得に与える効果の検討」新潟大学大学院、日本体育・スポーツ・健康学会予稿集 4 (0), 404-, 2024

・森本 良孝 (2024) 「幼児期における「運動遊び」の取組について：豊岡における運動遊びの成果と課題」豊岡短期大学論集 (20), 329-337, 2024

・古屋 朝映 (2024) 「保育者を志す学生の幼児への運動遊び指導に対する困難感に関する研究」川村学園女子大学研究紀要 35 93-105, 2024

・金川 朋子、中村 泰介 (2023) 「保育者養成における「運動遊び」の教授内容・方法の実際：- 運動遊びによる保育・発達支援の充実にむけて -四條畷学園短期大学紀要 56 14-25, 2023-12-21

・堀内 亮輔, 篠原 俊明, 長野 康平 (2023) 「幼児の運動遊びの援助に必要な保育者の資質の要素—運動遊びに関する実践報告書からの検討—」東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要 58 185-195, 2023-03-20

・永田 誠・玉江 和義 (2020) 「領域「健康」に関する保育内容の検討」大分大学教育学部研究紀要 第41 巻第2号 2020 年3月 別刷

・幼児期における遊びの現状と活動量について保護者へのweb アンケート調査による検討 —新型コロナウイルス3年を向えて—日本予防理学療法学会 学術大会プログラム・抄録集

・日本予防理学療法学会 学術大会プログラム・抄録集 2. Suppl. No. 1 (0), 292-292, 2024-03-31

研究ノート

こども食堂を利用する親子への支援に関する課題

ーボランティアスタッフへの聞き取り調査からー

Issues related to support for parents and their children using the Kodomo  
Shokudo

-Interview survey with volunteer staff-

辰巳 裕子・北川 裕美子 Yuko Tatsumi・Yumiko Kitagawa

専門領域：こども家庭福祉

キーワード：こども食堂，ボランティア，社会的課題への解決志向性

—— 目 次 ——

- I. はじめに
- II. 方法
- III. 結果
- IV. 考察
- V. まとめ

## I. はじめに

### 1. 研究の背景

今日では様々な家庭が存在しており、特に 2020 年以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響も相まって、経済的格差や教育的格差など多様な家庭環境下における社会的課題が顕在化しているといえる。社会的課題の解決主体については、家庭や地域の機能の弱体化が指摘されるとともに<sup>1</sup>、日本人の約 7 割が望ましい社会の創出の主体を国や自治体といった公助に期待していることが明らかにされている<sup>2</sup>。

一方で、平井ら<sup>3</sup>はベネッセ教育総合研究所（2018）の調査報告<sup>4</sup>を受け、「子育ては各家庭の問題であり、子どもの生まれた家庭によって受ける教育や育つ環境が異なるのは仕方がないと考えている」こと、特にその信念は経済的ゆとりがある者が保持している傾向を

示唆している。このように、社会的課題に対する解決志向には、公助に期待する側面と、とりわけ子育てにおいては家族の自己責任であるという自助の側面を考慮する特性があるといえる。

他方で、子育て支援の1つとして、子どものソーシャル・インクルージョンに向けた共助のしくみとしてこども食堂の存在が注目されている。こども食堂は、無料または低額の食堂で、全国に9,132か所設置されている（こども食堂全国箇所数調査2023）<sup>5</sup>。新型コロナウイルス感染拡大後は、特定品の提供を受ける「フードパントリー」や、食品を自宅に配送してもらう「フードドライブ」とよばれる食支援活動を行う団体も増えてきている。

筆者らは2018年ごろより、こども食堂<sup>6</sup>をはじめとする食支援活動の運営に携わっているが、単なる食事の提供だけでなく、子どもの生活・学習、家庭の孤立など様々な社会的課題への対応も期待されていることを実感している。

成（2024）<sup>7</sup>は「市民の自発性から始まったこども食堂は、これまでの‘弱いケア’を越えていくことが求められている」と指摘したが、子育て世帯が抱える様々な課題に対して、今後我々はどのように向き合っていけば良いのだろうか。

こども食堂の活動に携わる者の社会的課題に対する意識や解決志向性について明らかにした先行研究は散見されず、その一端を把握することは、今後NPO法人やボランティア団体等の共助の促進を目指す上でも重要であると考えられる。

## 2. 研究の目的

本稿では、こども食堂の活動に携わるボランティアスタッフに焦点をあて、こども食堂を利用する親子に対する意識や課題について明らかにする。その上で、それらの課題への解決志向性について考察することとする。このことによって、今後のこども食堂を含む食支援活動の方向性を探る一助としたい。

## II. 方法

### 1. 研究参加者およびデータ収集方法

Z県のこども食堂の活動に携わるボランティアスタッフ（調理ボランティアスタッフ、地域コーディネーター、スクールソーシャルワーカー）の4名に調査協力を依頼し、2023年3月～4月に半構造化面接法を用いたインタビュー調査を実施した。調査内容については、こども食堂を利用する親子について、保護者または子どもとのかかわりを通して感じることや思い浮かぶこと、また課題があるとすればどのように解決すればよいと思うか、倫理的ジレンマなどを自由に回答してもらうこととした。許可を得た後に音声を録音し、研究参加者から聞いた話の内容をメモに記した。

実施場所は、インタビュー内容が他者に聞き取られることの無いよう個室とした。所要時間は、研究参加者1人あたり30～40分程度であった。

## 2. 倫理的配慮

本研究は、四国学院大学倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号：20220004）。研究参加者に対して、口頭および書面で、研究目的、研究の概要、匿名性・機密性・研究参加の自由、研究参加の利益・不利益、不参加であっても不利益を被らないこと、同意撤回できること、録音データ及び逐語録データの取り扱いや管理方法、研究終了後の破棄方法等を説明し同意を得た。また、個人が特定されない形での学会発表や学術論文での公表についても同意を得た。

## III. 結果

### 1. 研究参加者の概要

本稿では、研究協力の得られた4名のボランティアスタッフ（以下、研究参加者）のうち、目的とする内容に関する的確な語りの得られた3名のインタビュー結果についてまとめた。3名の属性等は表1の通りである。また、3名とも筆者らが運営をしているこども食堂のボランティアをしており、そのうちの2名は調理を中心に行っている。1名は近隣の小学校で地域コーディネーターをしており、こども食堂では利用する親子と直接的なかわりを中心に行っている。3名ともこども食堂がスタートした時期からボランティアとしてかかわっており、その他のこども食堂でのボランティア経験もある。また、3名ともこども食堂がある地域に在住しており、それぞれのこども食堂でのボランティア経験年数は5～6年であった。なお、こども食堂の概要は表2の通りである。

表1 研究参加者3名の属性

	対象 A	対象 B	対象 C
年齢	50代	60代	60代
職業	地域コーディネーター	無職	無職
ボランティア経験年数	5年	6年	6年

表2 研究参加者がかかわっているこども食堂の概要

運営主体	特定非営利活動法人
活動時期	2018年～
活動頻度	月に1～2回

活動内容	主に夕食の提供・学習支援（大人・こども1人あたり100円）
------	-------------------------------

## 2. 親子とのかかわりの中で感じる課題

以下、3名の研究参加者から共通して感じていたと思われる、親子とのかかわりの中で感じる課題についてまとめた結果、①本当に必要とする人への支援、②親へのケア、③環境の変化への対応の3つに整理することができた。研究参加者の発言の詳細等は表3に示した。

### 1)本当に必要とする人への支援

こども食堂を利用する親子について、日々どのようなことを感じるか尋ねたところ、研究参加者3名とも、色々な人が参加するようになってきて、こども食堂の認知度が広がってきたと感じる反面、本当に必要とする人に届いているのかが気になるといった発言があった。また、こども食堂の開催の連絡がLINEを通じてくることについて、支援が必要な世帯の中にはLINEで繋がっていない場合もあるため、日々かかわりのある保護者にこども食堂があることを直接伝えるなどの対応もしていた。

### 2)親へのケア

こども食堂を利用する親子の中でも、親に対するケアの必要性が課題としてあげられた。カウンセリングとなると敷居が高く感じる人や抵抗感がある人がいるが、こども食堂であれば気軽に誘うことができ、そこから日ごろの話を聴いたりすることができるのとことであつた。また、こども食堂に来ている人から励ましの言葉をもったり、逆にあまり干渉されすぎないことなどが、次もまた来ようと思う気持ちにつながるのではないかと。親も子も安心できる場所が必要で、特に親はそういう癒しの場を求めているのではないかと。といった発言があつた。

### 3)環境の変化への対応

こども食堂を利用する子どもの育ちを考える上で、時代や環境の変化に伴う課題があげられた。いずれの研究参加者も、こども食堂がある地域に長年在住しており、以前の地域と現在の状況との変化を感じているようであつた。具体的には、地域住民同士の関係性の希薄化や、家族形態の変化、また、新型コロナウイルス拡大の影響等による変化があげられた。それらの変化によって生じる親子の孤立を防ぐためにこども食堂や食材提供などの支援の必要性があると感じていた。

表3 親子とのかかわりの中で感じる課題

	対象A	対象B	対象C
本当に必要とする人への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加している人の中には本当に困っていない世帯もいるのではないか。それらの人たちの必要度がどれぐらいなのかはわからない。</li> <li>本当に困っている人を救い上げられているのかと思うが、LINEでつながっていない保護者には直接伝えたりしている。</li> </ul>	<p>色々な人が参加されるから、本当に必要とする人に届いているのかが気になる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯からのお知らせに早く対応できる人はいいが、そういう情報がキャッチできない人もいるかもしれない。</li> <li>遠方で行きたくても行けない人などもあるのではないか。</li> </ul>
親へのケア	<p>カウンセリングとなると抵抗感がある。SCを紹介しても敷居が高く感じる人もいる。ここなら、「みんなでご飯食べようよ」という感じで来てもらえるので、フレンドリーで楽しいところだと思ってもらえ、励ますこともできる。あまり干渉されすぎないのもいいと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親自身も親にどのように育てられたかということが影響していると思う。</li> <li>親も子ども安心できる場所が必要だと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ここでは色々な年齢層の人とかかわることができている。母親にとっても癒しの場を求めていると感じる。</li> </ul>
環境の変化への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育に対する意識が高い人とそうでない人で二極化している。10年ぐらい学校にかかわってきたが、そうでない人たちが増えてきているように感じる。干渉されたくないと思う保護者が増えてきているように感じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>私たちが親の世代から格差は少しずつあったと思うが、それが続いているのではないか。</li> <li>昔は自然と近所の人との輪が広がっていたが、今はどこまで踏み込めばいいかわからない。ここに来ている人とも深い交流とまではできていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢出産、シングルマザーの方など、頼るところもなく、子どもが親の世話をするようになっていたりして、結局子どもにしわ寄せがきているように思う。</li> <li>昔は結婚する年齢も早かったが、今は全体的に遅れているし、核家族化が進んでいる。個人の問題ではなく、社会全体で支援することが必要。</li> <li>コロナで外で遊ぶことができず、家にしかいない子どもも増えてきた。食材提供などのフォローは本当に大事。</li> </ul>

#### IV. 考察

こども食堂を運営する上での課題の1つとしてあがっていた「本当に必要とする人への支援」については、全国調査結果(2024)<sup>8</sup>でも同様の傾向がうかがえる。調査では、こども食堂運営側の全体の45%が「必要な人(貧困家庭など)に支援を届けるための周知・広報」が「困りごと」として報告されていた。ここでいう「本当に必要とする人」とは、「貧困や虐待のリスク、家庭・学校からの孤立等の困難さを地域のなかで抱えている」子どもや親のことを指すと推測できる(白井,2018)<sup>9</sup>。この点について湯浅(2018)<sup>10</sup>は、「ある客観的な基準で必要かどうかを振り分けるのは行政の原則であって、民間の自発的活動であるこ

ども食堂が、「本当に必要としているかどうか」にこだわりすぎると、民間ゆえのメリットが失われてしまう」と指摘している。「必要としている人が来ているか」ではなく「来ている人が必要としているか」という視点を重視することにより、親へのケアや環境の変化への対応といった課題に柔軟に対応することができるのではないかと考える。なお、筆者らが運営しているこども食堂の場合、支援が必要だとされる世帯については、スクールソーシャルワーカーや地域コーディネーター、行政職員と連携をとり、アウトリーチ型による支援を行っている。

つぎに、こども食堂を利用する親子が抱える課題に対する解決策について尋ねた結果等を用いて、解決志向性について自助・公助・共助の視点から考えていきたい。

研究参加者に対して、前述したような課題を解決するためにはどのような方法があると思うか尋ねたところ、それぞれの家庭の事情があり、どうしても家庭で親が責任をもてない場合は行政に頼らざるを得ないということを考慮した上で、まずは親や家庭の覚悟や自己責任がある程度必要であると感じていた。また、こども食堂のような民間の場合でも、どこまで介入すべきかわからないとの発言もあった。このことから、課題解決の主体を自助に求める姿勢があることが推測された。

その一方で、そのような課題を自助のみで解決することには限界を感じていると推測される発言もみられた。例えば、「親のケア」が課題であると感じた際に、カウンセリングといった学校や行政によるサービス利用や、こども食堂などの機会を活用することが必要であると感じており、課題解決を社会に求める姿勢も自助と同様に示された。

また、コロナ禍のように公的な場所（学校や公共施設等）の利用に制限されるような非常事態時には、こども食堂や食材提供といった共助によるフォローが必要であるとの発言もあった。成（2024）<sup>11</sup>は、こども食堂が持つ特徴であり強さとして、「ゆるい・弱い・緩やかなケア」があると指摘したが、こども食堂や民間の活動の運営に携わった経験がある人は、そのような共助によるケアが課題解決を目指す上で重要であると認識している可能性が示唆された。

一方で、公的な支援、すなわち収入の面での課題を解決すべき経済的な支援が最も必要であるといった発言もあった。また、子育て支援給付などの制度については、使途が不明確で、一瞬でなくなってしまったりするケースもあるため、給食費や教育費に充てるなど、はっきり捻出する先を決める必要があるとも感じていたことから、共助のしくみと同時に、根底にある経済的な課題を公的な側面から解決することについても重要視している傾向がうかがえた。

## V. まとめ

本稿では、こども食堂の活動に携わるボランティアスタッフを対象に実施したインタビュー調査から、こども食堂を利用する親子に対する意識や課題を明らかにすることを試み、そのような課題解決に関する志向性について考察した。研究参加者それぞれが共通した課題を抱いている一方で、どのように解決するべきであるかといった問いに対しては、自助・公助・共助のいずれの側面も重視しており、特に共助としてのこども食堂の役割や意義を感じている傾向がうかがえた。先述した全国調査結果（2024）<sup>12</sup>で、全体の半数以上の団体がこども食堂を運営する上での課題として「運営スタッフの不足」をあげた。市町村によっては、「こども食堂ボランティア」を実施し、ボランティア同士が連携・協力できるように意見交換をしたり、悩みを共有する機会を設けている<sup>13</sup>。このようにボランティアスタッフも含め、運営をする側が感じる課題やその解決方法等についてどのような意識や価値観をもっているかといったことを、スタッフ同士で話したり、こども食堂にかかわる他機関・施設と情報共有をすることで、さらなる協力・連携に向けた重層的な支援や持続可能な運営へと繋がるのではないかと考える。

## 謝 辞

本研究にご協力いただきました研究参加者の方々に、心より感謝申し上げます。なお、本研究は、生存科学研究所自主研究「我が国におけるソーシャル・インクルージョンの実践と実現可能性の検討ー育児や介護に関する社会的支援に対する意識調査からー」により実施された研究の一部である。開示すべき利益相反はない。

---

<sup>1</sup>厚生労働省(2000年)『社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のありかたに関する検討会』報告書

<sup>2</sup> 経済社会システム総合研究所(2021年)社会課題に関する3か国(日本・米国・ドイツ)意識調査の結果ー生活者、働き手、消費者、投資家、有権者としての意識ー

<sup>3</sup> 平井美佳, 長谷川麻衣, 神前裕子, 高橋恵子(2022年)子育ての責任の所在についての素朴信念: 家族の責任と社会の責任, 家族心理学研究, 1-15

<sup>4</sup> ベネッセ教育総合研究所(2018年)学校教育に対する保護者の意識調査 2018 ダイジェスト

[https://berd.benesse.jp/up\\_images/research/Hogosya\\_2018\\_web\\_all.pdf](https://berd.benesse.jp/up_images/research/Hogosya_2018_web_all.pdf)

<sup>5</sup> 認定NPO法人全国こども食支援センターむすびえ(2023年)2023年度こども食堂全国箇所数調査

<https://musubie.org/news/7995/>

<sup>6</sup>

<sup>7</sup> 成元哲(2024年)子ども食堂をケアの視点から捉えるゆるい・弱い・緩やかなケアとしての子ども食堂 中京大学現代社会学部紀要 18(1), 181-184

<sup>8</sup> 前掲 5

<sup>9</sup> 白井絵里子(2018年)「ソーシャルワークの視点から子ども食堂の意義を再考する: “来てほしい子ども”をめぐり課題の解決に向けての一考察, 西武文理大学サービス経営学部研究紀要, 33, 15-32

<sup>10</sup> 湯浅誠(2020年)こども食堂に「来てほしい子」は来ているのか?

<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/6cbadde49687e089e8f5c132f165cb897ee46049>

<sup>11</sup> 前掲 6

<sup>12</sup> 前掲 5

---

13 岩垣穂大, 長瀬健吾, 扇原淳 (2020 年) 子ども食堂の役割および継続的な運営に関する研究, 日本の地域福祉 33 (0)

## 参考文献

- ・厚生労働省：社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のありかたに関する検討会報告書
- ・経済社会システム総合研究所：社会課題に関する3か国（日本・米国・ドイツ）意識調査の結果—生活者、働き手、消費者、投資家、有権者としての意識—  
2021 ([https://www.iess.or.jp/pdf/rep\\_ishiki/20211108\\_02.pdf](https://www.iess.or.jp/pdf/rep_ishiki/20211108_02.pdf)) 2024. 4. 24
- ・平井美佳, 長谷川麻衣, 神前裕子, 高橋恵子 (2022 年) 子育ての責任の所在についての素朴信念：家族の責任と社会の責任, 家族心理学研究
- ・ベネッセ教育総合研究所：学校教育に対する保護者の意識調査 2018 ダイジェスト  
2021 ([https://berd.benesse.jp/up\\_images/research/Hogosya\\_2018\\_web\\_all.pdf](https://berd.benesse.jp/up_images/research/Hogosya_2018_web_all.pdf)) 2025. 01. 31
- ・認定NPO 法人全国こども食支援センターむすびえ：2023 年度こども食堂全国箇所数調査  
2023 (<https://musubie.org/news/7995/>) 2024. 07. 06
- ・成元哲 (2024 年) 子ども食堂をケアの視点から捉えるゆるい・弱い・緩やかなケアとしての子ども食堂 中京大学現代社会学部紀要
- ・白井絵里子 (2018年) 「ソーシャルワークの視点から子ども食堂の意義を再考する：「来てほしい子ども」をめぐる課題の解決に向けての一考察, 西武文理大学サービス経営学部研究紀要
- ・湯浅誠：こども食堂に「来てほしい子」は来ているのか？  
202 (<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/6cbadde49687e089e8f5c132f165cb897ee46049>)  
2024. 01. 31
- ・岩垣穂大, 長瀬健吾, 扇原淳 (2020年) 子ども食堂の役割および継続的な運営に関する研究, 日本の地域福祉

## 執筆者一覧

### 〔論文〕

漆原光徳	本学社会学部教授
高井信一	本学非常勤講師
近藤 剛	本学社会学部教授

### 〔研究ノート〕

辰巳裕子	本学社会福祉学准教授
北川裕美子	本学社会福祉学部准教授

2025年3月10日発行

発行責任者	会沢 勲
編集責任者	丹羽 章
発行所	四国学院大学文化学会

〒765-8505

香川県善通寺市文京町3-2-1

電話 (0877) 62-2111(代)

ISSN 2759-1824

SHIKOKU GAKUIN UNIVERSITY

# TREATISES

No.167

---

---

## Article

**Current situation and issues regarding the transfer of school athletic club activities to local community**

**-A case study in Kagawa Prefecture-**

URUSHIBARA, Mitsunori TAKAI, Shinichi 【1】

**The situation surrounding sports equipment for school physical education in Okinawa under the administration of the U.S. military government(1945-1950)**

KONDO, Tsuyoshi 【32】

## Note

**The Role of Childcare Providers Focusing on 'Health' in Childcare Content**

**-A Consideration from the Perspective of Modern Children's Physical Play and Family Life-**

TATSUMI, Yuko 【48】

**Issues related to support for parents and their children using the Kodomo Shokudo**

**-Interview survey with volunteer staff-**

TATSUMI, Yuko KITAGAWA, Yumiko 【58】

---

March, 2025

The Literary Society of Shikoku Gakuin University  
Zentsuji, Kagawa, Japan